

PART 744

CONTROL POLICY: END-USER AND END-USE BASED

規制方針：最終需要者及び最終用途

Sec.		Page
744. 1	<u>一般条項</u>	1
744. 2	<u>特定の核最終用途に関する制限事項</u>	2
744. 3	<u>特定のロケットシステム（弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む）並びに無人航空機（巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む）の最終用途に対する制限事項</u>	4
744. 4	<u>特定の生物化学兵器最終用途に対する制限事項</u>	5
744. 5	<u>特定の海洋原子力推進の最終用途に対する制限事項</u>	6
744. 6	<u>米国人の特定の行為に対する制限事項</u>	7
744. 7	<u>特定の外国船舶又は航空機に向けての及びその使用のための特定の輸出に対する制限事項</u>	10
744. 8	<u>特別指定国民及び資格停止者リスト（SDNリスト）に指定された特定の人物が取引の当事者である場合の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する規制</u> 大統領令13382(大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者の資産の凍結)に基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限事項	12
744. 9	<u>特定のカメラ、システム、又は関連する部分品の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限事項</u>	14
744. 10	[Reserved] ロシア国内の特定の団体に対する制限事項	15
744. 11	<u>米国の国家安全保障又は外交政策上の国益に反して行動する事業者又はそのリスクが大きい事業者に適用される輸出許可要求事項</u>	16
744. 12	[Reserved] 大統領令13224の中で或いはこれに基づいて指定された者(特別指定グローバル)	18
744. 13	[Reserved] 大統領令12047に基づき指定された者(特別指定テロリスト)(SDI)への輸出及び再輸出に対する制限事項	19
744. 14	[Reserved] 指定された外国テロリスト組織(FTO)に向けての輸出及び再輸出に対する制限事項	20
744. 15	<u>未証明者リスト[Unverified List]にリストされた者への輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に関する制限事項</u>	21
744. 16	<u>エンティティリスト</u>	22
744. 17	<u>マイクロプロセッサ及び関連する“ソフトウェア”及び“技術”であって、“軍事最終用途”のためのもの及び“軍事最終需要者”に向けてのものの特定の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限</u>	23
744. 18	[Reserved] 大統領令13315の中で又は同大統領令に基づき指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限事項	24
744. 19	<u>指定された法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針</u>	25
744. 20	[Reserved] 特定の制裁団体に適用される輸出許可要求事項	26
744. 21	<u>特定の‘軍事最終用途’又は‘軍事エンドユーザー’に対する制限事項</u>	26

Sec.		
744. 22	特定の軍事諜報最終用途又は軍事諜報エンドユーザーへの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）に対する規制	29
744. 23	“スーパーコンピュータ”及び半導体製造関連最終用途	31
付則 1	§ 744. 17の軍事最終用途の事例	
付則 2	§ 744. 21の軍事最終用途の輸出許可要求事項及び軍事エンドユーザーの対象となる品目リスト	
付則 3	§ 744. 2(a)において特定の核最終用途制限の対象としない国	
付則 4	エンティティリスト	
付則 5	最終需要者審査委員会のエンティティリスト及び‘軍事エンドユーザー’（MEU）リスト裁定についての手続き	
付則 6	未証明者リスト[Unverified List]	
付則 7	‘軍事エンドユーザー’（MEU）リスト’	

Part 744 (第744章) 一規制方針：最終需要者及び最終用途に基づくもの

§ 744.1 一般条項

(a) (1) 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章には、BIS の許可がなければ、一般禁止事項 5 (最終用途/最終需要者) 並びに一般禁止事項 9 (命令、条件及び制約) のもとに導かれる特定の最終需要者及び最終用途への輸出、再輸出及び特定の移転に対する禁止事項を収載している。§ 744.2、§ 744.3、及び § 744.4 は、明確に定められた核、ミサイル、及び生物化学兵器の拡散行為に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) を禁止している。§ 744.5 は、明確に定められた海洋原子力の最終用途に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) を禁止している。§ 744.6 は、一般禁止事項 7 (拡散行為並びに特定の軍事諜報最終用途及び軍事諜報エンドユーザーの支援 (“米国人”の行為) に沿って、特定の核爆発装置、ミサイル、生物化学兵器の最終用途、及び化学兵器の原料となる化学製剤のプラント全体の拡散、並びに特定の軍事諜報最終用途及び軍事諜報エンドユーザーを支援する米国人による特定の行為を禁止している。§ 744.7 は、特定の航空機及び船舶のための特定の品目の輸出、及び再輸出、及び移転 (国内における移転) を禁止している。§ 744.8 は、特定の制裁プログラムに従って特別指定国民及び資格停止者リスト (SDN リスト) に指定された人物が取引当事者である場合、無許可での輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) を禁止している。~~§ 744.8 は、大統領命令 13382 に基づいて大量破壊兵器の拡散者又は当該拡散者の支援者として指定された特定の当事者に対して、認可なしに輸出及び再輸出することを禁止している。~~ § 744.9 は、特定のカメラ、システム、又は関連する部分品の輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) に対する規制を規定している。§ 744.10 は、~~ロシアの団体 (本章の付則 4 に収載されている) への EAR 対象品目の輸出及び再輸出を禁止している。~~ § 744.11 は、本章の付則 4 で指定される範囲において、本章の付則 4 にリストされている団体に対する、米国の国家安全保障又は外交政策に反する行為について、輸出許可要求事項を課している。~~§ 744.12、§ 744.13、及び § 744.14 は、特別指定国際テロリスト、特別指定テロリスト、又は外国のテロリスト組織としてそれぞれ指定されている者への EAR 対象品目の輸出及び再輸出を禁止している。~~ § 744.15 は、本章の付則 6 の未証明者リスト (UVL) にリストされている者への輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) に対する条件、UVL を改正するための基準、並びに UVL の一覧表の削除又は修正を請求するための手続きについて示している。§ 744.16 は、「エンティティリスト」に対する輸出許可要求事項、審査方針及び手続きを規定している。§ 744.17 は、軍事最終用途及び軍事エンドユーザーのためのマイクロプロセッサ並びに関連する「ソフトウェア」及び「技術」の輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) に対する規制を規定している。~~§ 744.18 は、大統領令 13315 において又はそれに基づいて指定された者への輸出、再輸出、及び移転に対する規制を規定している。~~ § 744.19 は、特定の輸出許可申請が拒絶されることを求める指定された 3 つの法令のいずれかに基づいて、取引当事者が制裁を受けた団体である場合の輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) 申請輸出又は再輸出許可申請に対する BIS の輸出許可方針を示している。~~§ 744.20 は、本章の付則 4 にリストされている特定の制裁団体を仕向先とする EAR 対象品目の輸出及び再輸出について、本章の付則 4 で指定される範囲において、輸出許可を義務付けている。~~ さらに、これらの節には、これらの節により要求されるところにより提出される輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) 許可申請についての輸出許可審査基準を収載している。EAR § 764 が、輸出する権利が剥奪された当事者への EAR 対象品目の輸出、再輸出及び特定の移転を禁止していることについても注意しなければならない。§ 744.21 は、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、又はベネズエラにおける軍事最終用途又は軍事エンドユーザー、及び本パートの付則 7 で特定される場合にはミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、又はベネズエラの軍事エンドユーザーのための、本パートの付則 2 でリストされる EAR 対象品目の輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) を制限している。また、§ 744.21 は、ベラルーシ又はロシアにおける軍事最終用途又は軍事エンドユーザー及び本パートの付則 4 で特定される場合には、ベラルーシ又はロシアの軍事エンドユーザー (所在地を問わない) のための、すべての EAR 対象品目の輸出、再輸出、移転 (国内) を制限している。~~§ 744.21 は、ミャンマー、中国、ロシア、又はベネズエラにおける「軍事最終用途」又は「軍事エンドユーザー」のための CCL に掲げ~~

~~る品目の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）を制限している。~~744. 22 は、ミャンマー、中国、ロシア、若しくはベネズエラにおける軍事諜報最終用途若しくは軍事諜報エンドユーザーのための、又はカントリーグループ E:1 (EAR § 740 付則 1 参照) のための輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）に対して規制を課している。§ 744. 23 は、特定の“スーパーコンピュータ”及び半導体製造の最終用途に関する輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の制限を規定する。

- (2) § 744 の複数の節で示される規制が、ある者に対して適用される場合、当該者に対する輸出許可要求事項は、§ 744 のすべての適用される節の要求事項に基づいて決定され、そして輸出許可申請はすべての適用される輸出許可方針のもとに審査される。

(b) 手順

以下は、本章の条項を使う際に従うべき手順である：

(1) 最終用途及び最終需要者の禁止事項のチェック

最初に、これらの禁止事項の適用範囲を知るために、本章で定めるそれぞれの最終用途及び最終需要者の禁止事項をチェックしなさい。

(2) 適用される否かの判定

第二に、本章で定める最終用途及び最終需要者の禁止事項のいずれかが、あなたが計画している輸出、再輸出、船積、輸送、移転（国内における移転）又はその他の行為に適用されるか否かを判定しなさい。ガイダンスについては § 732 付則 1 を参照しなさい。あなたが、EAR § 744. 2 (b)、§ 744. 3 (b)、§ 744. 4 (b)、§ 744. 6 (c)、§ 744. 9 (b)、§ 744. 11 (c)、§ 744. 17 (b)、§ 744. 21 (b)、又は § 744. 22 (b) に従って輸出許可が必要であることを BIS よりインフォームされた時点で輸送中である輸出、再輸出、船積、輸送又は移転（国内における移転）について、最初に BIS より輸出許可を取得していない限り、これ以上その取引を進めることができない（輸出許可をどのように申請するかの説明について、EAR § 748 を参照しなさい）。EAR § 748. 4 (d) (2) の条項は、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が輸送中に発生した BIS からの通知に従って提出された輸出許可申請には適用されないものとする。

- (c) エンティティリスト[インフォーム顧客リスト]は、EAR § 744 付則 4 (Entity List) に収載されている。一般の人々は、これによって、これらの団体が、EAR 対象品目を、この付則で指定される範囲において、輸出許可なしに受け取ることが不適格であることをインフォームされる。どの許可例外も、指定された品目のリストされた団体への輸出及び再輸出には適用できない（ただし、エンティティリストで指定される範囲において、民間航空の安全及び民間旅客機の安全な運航を確実なものとするためにインド又はパキスタンのリストされた団体を仕向先とする EAR § 740. 2 (a) (5) にリストされる品目についての許可例外、並びに § 744. 20 に従ってエンティティリストに追加された団体の場合を除く）。

§ 744. 2 特定の核最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、もし輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、EAR 対象品目が本節の (a) (1)、(a) (2) 及び (a) (3) 項で定める以下に掲げる行為の一つ以上に直接的若しくは間接的に使用されることを知っている場合 ^[1]、本章の付則 3 に掲げる国以外の仕向地に、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行ってはならない：

[1] EAR § 772 では、§ 760 (制限的取引慣行及びボイコット) を除く EAR 全体に対して、“Knowledge” [認識] を定義している。この定義（これには、“know” [知っている] と “reason to know” [知り得る根拠] のような別語を含んでいる）は、Positive knowledge [明確な認識] を超える内容を包含している。従って、本節では上記の用語 “know or have reason to know” [知っている又は知り得る根拠を有している] の代わりに、“know” [知っている] を使用しているが、その使用により、EAR が対象とする者の責務を軽減したり、さもなくば変えるものでもない。

(1) 核爆発行為

核爆発行為（核爆発装置又はその装置の構成部品若しくはサブシステムの研究、開発、設計、製造、建設、試験又はメンテナンスを含む）。[2][3]

(2) セーフガード[保障措置]が適用されない核関連行為

原子炉、臨界施設、核燃料製造施設、核物質の化学形態の変換施設又は分離貯蔵設備について、当該施設又は設備が、原料物質又は特別な核分裂性物質を含むときに（輸出時に当該物質を含んでいるか否かを問わない）、国際原子力機関（IAEA）のセーフガードを受諾する義務がない場合、又はかかる義務が果たされない場合において、当該施設又は設備の研究、開発、設計、製造、建設、オペレーション又はメンテナンスを含む行為。

(3) セーフガード[保障措置]が適用される核関連行為及びセーフガード[保障措置]が適用されない核関連行為

核燃料サイクル行為であって、セーフガードが適用されるもの及びセーフガードが適用されないもの（以下のいずれかの施設又はそのような施設の構成装置の研究、開発、設計、製造、建設、オペレーション又はメンテナンスを含む）：[4]

- (i) 放射性照射を受けた特別な核物質若しくは原料物質の化学的処理のための施設；
- (ii) 重水を生産するための施設；
- (iii) 原料物質及び特別な核物質の同位体を分離するための施設；又は
- (iv) プルトニウムを含む原子炉燃料を製造するための施設。

(b) BIS よりインフォームを受けた当事者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の (a) 項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、人（自然人及び法人）にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する人（自然人及び法人）の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の (a) 項及び (b) 項で定める禁止事項にも係らず、EAR 対象技術を、許可例外 TSU の使用に係る技術及びソフトウェア又は販売に係る技術及びソフトウェアの条項（§ 740.13(a) 及び (b) 参照）のもとに輸出できるが、EAR § 744 付則 3 にリストされる国（§ 744.2(a) の特定の核最終用途規制の非対象国）に向けられるものであって、かつ、その国内での使用されるものに限る。EAR § 740 の条項にも係らず、§ 740.13(a) 項及び (b) 項の条項のみが、EAR § 744 付則 3 にリストされる国について、一般禁止事項 5 に優先する。

[2] 核爆発装置並びに核兵器又は核爆発装置の設計、開発又は製造で用いるために特別に設計又は特別に改造された物品、材料、装備又は機器は、米国国務省防衛取引管理部の輸出許可若しくはその他の要求事項、又は 1954 年制定の原子力エネルギー法（改正版）で指定される輸出許可若しくはその他の制限の対象である。同様に、核兵器実験又は核爆発（他の目的のための通常で商業用で使用される品目を除く）の考案、実行又は評価で使用するために特別に設計又は特別に改造された品目も、同じ要求事項の対象である。

[3] 海洋原子力推進装置等の貨物のための技術資料に関連する特別条項については、EAR § 744.5 及び § 748.4 も参照しなさい。

[4] これらの行為は、また、1954 年制定の原子力エネルギー法（改正版）(10 CFR 810 で公布されたエネルギー省規則によって施行される) の § 57.b.(2) に従って、エネルギー省長官からの特別な輸出許可が要求される場合がある。

(d) 輸出許可審査基準

本節のもとに義務付けられている輸出許可申請を承認するか拒絶するかを裁定するための米国で使用されるファクターの中には次のものがある：

- (1) 移転されるべき貨物、ソフトウェア又は技術が、申告された最終用途に対し適切かどうか、及び申告された最終用途がその最終需要者に対して適切かどうか；
- (2) 個々の貨物、ソフトウェア又は技術の核の用途での重要性；
- (3) 輸出されるべき貨物、ソフトウェア又は技術が、再処理施設若しくは濃縮施設の研究の中で、又はこれらの施設の開発、設計、製造、建設、操業、若しくは保守のために使用されるものであるか否か；
- (4) 個々の事案において、核爆発用途又は核拡散への使用を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；
- (5) 最終需要者が内密の又は不法な調達行為を行なったか否か；
- (6) その最終需要者に向けての輸出許可申請が以前に拒絶されたか否か、又はその最終用途が以前に、輸出許可、許可例外若しくは NLR のもとに受領された品目を、正当と認められない行為に転用されたか否か；
- (7) その輸出には、EAR §744.2(a) で定める核爆発行為又はセーフガードが適用されない核燃料サイクル行為に転用される容認できないリスクがあるか否か；
- (8) 下記のファクターの検討に基づく輸入国の拡散防止の実績：
 - (i) 輸入国が、核不拡散条約(NPT)、又はラテンアメリカにおける核兵器禁止条約（トラテロコ条約）(EAR § 742 付則 2 参照)、又は同様の国際的な法的拘束力のある核不拡散協定の参加国であるか否か；
 - (ii) 輸入国は、国際原子力機関(IAEA)のセーフガード又は同等のフルスコープセーフガードのもとに、輸入国の運転中、設計中、又は建設中の核関連行為、設備、又は施設のすべてを有しているか否か；
 - (iii) 米国と輸入国との間に、原子力エネルギーの民間使用に関する協力協定があるか否か；
 - (iv) 輸入国政府の行為、声明及び政策が核不拡散を支持しているか否か、及び当該政府が不拡散分野における国際的な責務を順守しているか否か；
 - (v) 輸入国政府が、不拡散政策全般に渡る協力の程度（例えば、国際的な不拡散問題に進んで協議しているか）；
 - (vi) 輸入国の核の使用目的及び行為に関する情報；並びに
- (9) 受取国が十分な国家的な輸出規制（EAR § 744.2 で規定される核爆発関連行為又はセーフガード[保障措置]が適用されない核燃料サイクル行為への再移転又は転用の容認できないリスクを阻止するため国連安全保障理事会決議 1540（2004 年）の 3 項で規定されている）を有しているか否か。

§ 744.3 特定のロケットシステム（弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む）並びに無人航空機（巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む）の最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行う時点で、EAR 対象品目が以下のいずれかに該当している場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行うことはできない：

- (1) 品目が、EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ D:4 でリストされている国の国内で若しくはその国により、航続距離範囲が 300km 以上のロケットシステム若しくは無人航空機的设计、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復において用いられる；
- (2) 品目が、世界中のどこにおいても（NPT[核拡散防止条約]の核兵器保有国であって NATO 加盟国でもある国の政府の核兵器輸送計画による場合を除く）、生物化学兵器若しくは核兵器を輸送するためのロケットシステム若しくは無人航空機（航続距離範囲を問わない）的设计、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復において用いられる；又は
- (3) 品目が、カントリーグループ D:4 にリストされている国の国内で若しくはその国によりロケットシステム若しくは無人航空機的设计、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検

査)、修理、オーバーホール、又は修復において用いられるが、あなたが以下のことを確認できない場合：

- (i) ロケットシステム又は無人航空機の特徴（すなわち、航続距離範囲）、又は
- (ii) ロケットシステム又は無人航空機（航続距離範囲を問わない）が、本節の(a)(2)項のもとで禁止されている方法で用いられるか否か。

本節の(a)項の注：本節でいうところの“ロケットシステム”には、限定されるものではないが、弾道ミサイル、宇宙船打上げロケット及び探査ロケットを含む。また、本節でいうところの“無人航空機”には、限定されるものではないが、巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む。

(b) BIS よりインフォームを受けた者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の(a)(1)項又は(a)(2)項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いはEARの改正を通して、人（自然人及び法人）にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の(a)(1)、(a)(2)又は(a)(3)項の輸出許可要求事項に対する人（自然人及び法人）の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の(a)及び(b)項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用できない。

(d) 輸出許可審査基準

- (1) 本節で対象とする品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の申請は、その輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が特定のロケットシステム又は無人航空機の拡散に重大な貢献をするか否かを裁定するため、ケースバイケースで審査される。輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が重大な貢献をするとみなされた場合、その輸出許可は拒絶される。
- (2) 本節により義務付けられている申請に対して、いかなる措置を講じるべきかを裁定するために考慮されるファクターの中には次のものがある：
 - (i) 最終用途の具体的な性質；
 - (ii) 特定のロケットシステム又は無人航空機的设计、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復に対する貢献の見地からみた当該輸出、再輸出又は移転の重要性；
 - (iii) 受領国のロケットシステム又は無人航空機的能力と目的；
 - (iv) 輸入国の拡散防止の実績；
 - (v) 個々の事案において、特定のロケットシステム又は無人航空機の輸送目的のための設計、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；並びに
 - (vi) 既存の契約書の存在。

§ 744.4 特定の生物化学兵器最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、もし輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、EAR 対象品目が、世界中のいかなる国若しくは仕向先においても或いは世界中のいかなる国若しくは仕向先によっても、生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵、使用、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復において、或いはカントリーグループ A:3（オーストラリアグループ）（EAR § 740 付則 1 参照）にリストされていない国において又はその国により ECCN 1C350 で指定される化学兵器の原料となる化学製剤の生産用のプラント全体の設計、“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復において用いられることを知っている場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移

転)を行うことができない。

(b) BISによりインフォームされた者に対する追加禁止事項

BISは、世界中のどこにおいても、本節の(a)項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転(国内における)、又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転(国内における)に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いはEARの改正を通して、人(自然人及び法人)にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の(a)項の輸出許可要求事項に対する人(自然人及び法人)の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の(a)及び(b)項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用できない。

(d) 輸出許可審査基準

- (1) 本節で対象とする品目の輸出、再輸出又は移転(国内における移転)の申請は、その輸出、再輸出又は移転(国内における移転)が生物化学兵器の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置(現地での設置を含む)、保守(検査)、修理、オーバーホール、又は修復に重大な貢献をするか否かを裁定するため、ケースバイケースで審査される。輸出、再輸出又は移転(国内における移転)が重大な貢献をするとみなされた場合、その輸出許可は拒絶される。
- (2) 本節により義務付けられている申請に対して、いかなる措置を講じるべきかを裁定するために考慮されるファクターの中には次のものがある：
 - (i) 最終用途の具体的な性質；
 - (ii) 生物化学兵器の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置(現地での設置を含む)、保守(検査)、修理、オーバーホール、又は修復に対する貢献の見地からみた当該輸出、再輸出又は移転の重要性；
 - (iii) 輸入国又は移転が行われる国の拡散防止の実績；
 - (iv) 個々の事案において、生物化学兵器の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置(現地での設置を含む)、保守(検査)、修理、オーバーホール、又は修復を防ぐことに対して示される確証又は保証の種類；並びに
 - (v) 既存の契約書の存在。関連する契約書尊厳期日については、EAR § 742 付則 1 を参照しなさい。

§ 744.5 特定の海洋原子力推進の最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCLで指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、輸出、再輸出又は移転(国内における移転)の時点で、EAR対象の特定の技術が外国の海洋原子力推進プロジェクトに関連して使用されるためのものであることを知っている場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転(国内における移転)することはできない。この禁止事項は、海洋原子力推進プラント、その地上におけるプロトタイプ並びにそれらの建設、支援又はメンテナンスのための専用施設(そのプラント又は施設で用いるように特別に開発又は設計された機械、機器、構成部品又は装置を含む)に関連する技術に適用される。

(b) 例外

本節の(a)項で定める禁止事項には、EAR § 740 で規定される許可例外は適用できない。

(c) 輸出許可審査基準

外国海軍の原子力推進プラントプロジェクトに参加しないこと、及び当該プロジェクトに米国企業又は個人が関与することを認めないことが、米国政府の政策である(ただし、1954年制定の原子力エネルギー法の § 123(d)に従って執行される海軍の原子力推進に関する協力協定に基づく場合を除く)。しかし

ながら、米国海軍の原子力推進情報が開示されなければ、米国企業及び個人が、友好国における海洋（民生用）原子力推進プラントプロジェクトに参加することを推奨するのが米国政府の政策である。

§ 744.6 “米国人”の特定の行為に対する制限事項

(a) 適用範囲

本節における一般禁止事項は、基礎をなす行為が、他の連邦政府の省庁又は機関により管轄される輸出許可要求事項又は一般禁止事項（参照：例えば、エネルギー省により管轄される他の国の原子力エネルギー対外支援活動規則（10 CFR part 810）；国務省により管轄される国際武器取引規則（ITAR）（22 CFR part 120 から 130）；及び財務省により管轄される特定の制裁規則（限定されるものではないが、31 CFR part 500 から 599 を含む）の対象とならない限りにおいて、適用される。従って、“米国人”は、本節で規定される行為であって、エネルギー省、国務省、財務省、又は他の連邦政府の省庁若しくは機関により管轄される輸出許可要求事項又は一般禁止事項の対象とならない行為に対してのみ BIS からの輸出許可を申請する必要がある。BIS 又は他の連邦政府の省庁若しくは機関による輸出許可が発行自体は、法律（刑事法を含む）でネット別途禁止されている行為に“米国人”が従事することを認めるものではない。

(b) 一般禁止事項

“米国人”は BIS からの輸出許可がなければ、以下の ‘support’ [支援] を行なってはならない：

- (1) 本章の付則 3 でリストされない国における又はそれらの国による核爆発装置の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復；
 - (2) カントリーグループ D:4 又は E:2 でリストされる国における又はそれらの国による“ミサイル”の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復；
 - (3) 全世界の国若しくは仕向地における又はそれらの国若しくは仕向地による生物化学兵器の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、又は修復；
 - (4) カントリーグループ A:3（オーストラリアグループ）にリストされていない国において又はそれらの国により ECCN 1C350 で特定される化学兵器の原料となる化学製剤を生産するプラント全体の設計、“開発”、“製造”、貯蔵、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、修復、出荷、又は移転（国内における移転）；或いは
 - (5) ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラ；又はカントリーグループ E:1 若しくは E:2 (ear § 740 付則 1 参照) にリストされる国における § 744.22(f) で定義される ‘軍事諜報最終用途’ 又は ‘軍事諜報最終需要者’。
- (6) ‘Support’ [支援] とは、以下を意味する：
- (i) 本節の (b) (1) から (b) (5) 項で規定される最終用途又は最終需要者において又はこれらにより使用されること（いかなる方法によっても、外国に又は外国から当該品目を送ること又は受け取ることを含む）を知って、EAR の対象とならない品目を一つの外国から他の外国へ出荷又は伝送すること；
 - (ii) 本節の (b) (1) から (b) (5) 項で規定される最終用途又は最終需要者において使用されること又はそれらのいずれかにより使用されることをあなたが知って、EAR の対象ではない品目を移転（国内における移転）すること；
 - (iii) 上記の出荷、伝送、又は移転（国内における移転）を手助けすること；或いは
 - (iv) 本節の (b) (1) から (b) (5) 項で規定されるいずれかの最終用途又は最終需要者に援助したり、便宜を与えることができること（限定されるものではないが、注文、購入、移動、隠蔽、貯蔵、使用、販売、貸出、処分、サービス、融資、輸送、運送、又は推進するための交渉を含む）を知って、契約、サービス、又は雇用を実行すること。

(c) BIS によりインフォームされた“米国人”に対する付加的な禁止事項

- (1) BIS は、個別の特定の通告、官報で公示される EAR の改正、又は官報で公示される各別の告示のいずれかにより、本節の (b) (1) から (b) (5) 項で規定される種類の最終用途又は最終需要者への ‘

support' [支援]が含まれている可能性があるので、輸出許可が必要であることを“米国人”にインフォームすることができる。特定の通告は、輸出管理担当の副次官補によってのみ、又は彼の指示でのみ与えられる。上記の通告が口頭でされた場合、続いて2就業日以内に輸出管理担当の副次官補により署名された書面での通告が出される。しかし、上記の通告がないからといって、“米国人”が本節の(b)項の輸出許可要件の順守を免除されることはない。

(2) 本節(c)(1)と整合的に、BISは、本節の(b)項で規定される大量破壊兵器関連の最終用途の“支援”に関わる可能性がある以下の活動には輸出許可が必要であることを“米国人”に通知する。具体的には、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項で規定される特定の行為のいずれかに該当することが分かっている場合、以下のいずれかの段落に記載される品目、最終用途、又は最終需要者に関連する、出荷、伝送、若しくは移転（国内における移転）行為；出荷、伝送、若しくは移転（国内における移転）を手助けする行為；又はサービス（設置を含む）行為には、輸出許可が必要である：

(i) “先端プロセスノード IC”の“開発”又は“製造”

マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地への又はこれらの国の国内での、EAR 非対象品目であって、マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地のいずれかに本社を置く事業者又は最終親会社が生産者の“施設”であって、“先端プロセスノード集積回路”の“製造”が行われている“施設”において、集積回路の“開発”又は“製造”で使用されることを“知っているもの”；

(ii) “先端プロセスノード IC”の“開発”又は“製造”のためのカテゴリ-3 の品目

マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地への、又はこれらの国の国内での、CCL のカテゴリ-3 の製品グループ B、C、D、又は E のいずれかの ECCN のパラメータに合致する EAR 対象外品目であって、マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地のいずれかに本社を置く事業者又は最終親会社が生産者の“施設”であって、集積回路の“製造”が行われている“施設”において、集積回路の“開発”又は“製造”に使用されることを知っているが、当該“施設”で“先端プロセスノード集積回路”の“製造”が行われているか否かを知らないもの。

(iii) 半導体製造装置

マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地への又はこれらの国の国内での、EAR 非対象品目であって、ECCN 3B001. a. 4、c、d、f. 1. b、j から p；3B002. b 及び c；3D001（3B001. a. 4、c、d、f. 1. b、j から p、3B002. b 及び c のためのもの）；3D002（3B001 a. 4、c、d、f. 1. b、j から p、3B002. b 及び c）；又は 3E001（3B001. a. 4、c、d、f. 1. b、j から p、3B002. b 及び c）のパラメータを満たすもの（最終用途又は最終需要者を問わない）。

(3) 本節の(c)(2)項に基づき輸出許可を必要とする“米国人”の行為の範囲

(i) 規制される行為

本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項における米国人の規制は、以下の者に適用される：

(A) EAR 非対象品目であって、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項で規定されるものの出荷、伝送若しくは移転（国内における移転）を許可する者；

(B) EAR 非対象品目であって、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項で規定されるものの出荷、伝送若しくは移転（国内における移転）により配送を行う者；又は

(C) 本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項で規定される EAR 非対象品目の保守、修理、オーバーホール、又は改修を含むサービス。

(ii) 精査

適切な精査には、限定されるものではないが、一般に入手可能な情報、提供される品目の能力、独自の市場データ、及び最終用途申告書のレビューが含まれる。“米国人”は、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項と整合するように、マカオ若しくはカントリーグループ D:5 のいずれかに本社を置く事業者、又はその最終親会社が生産者の“施設”における“先端ノード集積回路”の“開発”又は“製造”のための品目であるか否かを判断する精査を実施しなければならない。

(c)(2)(ii)項で定めるとおり、カテゴリ-3B、3C、3D、又は 3E の ECCN に指定される品目について、その行為が“先端プロセスノード集積回路”の“開発”又は“製造”のためのものであるか否かを“米国人”が知らない場合であっても、輸出許可要件が適用される場合がある。さらに、本節の(d)(3)項及び(d)(5)項のように、除外事項の中には精査を要するものもある。“米国人”は、EAR § 732 付

則 3 のガイダンス“Know Your Customer”に従わなければならない。“米国人”は、特定の加工施設に関するガイダンスについて、EAR § 748.3(c)に従い、BIS にアドバイザーオピニオンの請求を提出することもできる。アドバイザーオピニオンを提出するには、RPD2@ bis.doc.gov に電子メールを送りなさい。

(d) 例外及び適用除外

(1) 特定の事務的及び管理的行為ならびにその他の除外される情報の適用除外

(i) 特定の事務的及び管理的行為の適用除外

本規制の政策目的に鑑み、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項の“米国人”の基準は、管理的若しくは事務的な行為（例えば、出荷の手配又は財務書類の作成）を行う“米国人”、又は規制される出荷、伝送、若しくは国内移転を承認する決定を実施する“米国人”の行為、又は“先端プロセスノード集積回路”の“開発”若しくは“製造”のための特定の品目の提供若しくはサービスに直接関連しない“米国人”の行為には適用されない。

(ii) § 734 に基づき EAR で除外される情報の適用除外

本節の(c)(3)項で指定される特定の行為の適用除外は、本節の(c)(2)項にのみ適用され、例えば、本節の(b)項の適用範囲を限定したり、EAR の他の箇所で見られる促進又は円滑化という用語の他の用法に適用されるものではない。本節の(c)(2)項の適用範囲には、§ 734 における適用除外の基準（例えば、例えば、§ 734.7（表題：“公表されたもの”）及び§ 734.8（“技術”又は“ソフトウェア”であって、基礎研究中に生じるもの、又は基礎研究の結果として生じるもの））に基づいて EAR から別途除外される情報又はソフトウェアは含まれない。

(iii) 米国政府の法執行及び諜報活動の適用除外

本規制の政策目的に鑑み、本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項の“米国人”の基準は、米国政府の法執行及び諜報活動を行う“米国人”には適用されない。

(2) 本節の(b)(5)項及び(c)(2)(iii)項に対する適用除外

(b)(5)項及び(c)(2)(iii)項の禁止事項にもかかわらず、米国政府の省庁又は機関の職員である“米国人”は、米国政府のプログラムであって、法律により認められているもの及びその他の手段により大統領による管理の対象となっているものを履行する一環としての公務の実施において‘support’[支援]が提供される場合、(b)(5)項及び(c)(2)(iii)項で規定される‘軍事諜報最終用途’又は‘軍事諜報最終需要者’を‘支援’することができる。

この(d)(2)項は、他の管理規定又は法令により別途禁止されている‘support’[支援]を米国政府の省庁又は機関が提供することは認めていない。米国政府の省庁又は機関の‘請負人のサポート要員’は、該当する契約又はその他の公務に基づく彼らの職務を履行するに当たって、この認可を適用できる。この(d)(2)項でいうところの‘請負人のサポート要員’は、EAR § 740.11(b)(2)(ii)の同じ用語で与えられているのと同じ意味を持つ。この認可は、米国政府の省庁又は機関が、米国以外の国の政府の人物に代わって代理人として活動する場合、適用できない。

(3) 本節の(c)(2)(i)項及び(c)(2)(ii)項の適用除外

(c)(2)(i)項及び(c)(2)(ii)項の用語“製造”は、集積回路技術レベルを変更しない組立、試験、又は梱包などの後工程には適用されない。輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の時点で、製造段階が後工程であるか否か、又は後工程の行為が技術レベルを変更するかどうかについて、疑問がある場合、明確化を求めため、EAR § 748.3(c)に基づいて BIS にアドバイザーオピニオン請求を提出することができる。

(4) 本節の(c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項の適用除外

(i) (c)(2)(i)項から(c)(2)(iii)項は、EAR § 772.1 定義の(a)(1)項及び(a)(3)項に定義される自然人の“米国人”であって、米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 に指定される仕向地に本社を置き、マカオ又はカントリーグループ D:5 に指定される仕向地のいずれかに本社を置く事業者が過半数を所有していない企業に雇用され、又はその企業のために働いているものには適用されない。

(ii) EAR § 772.1 の(a)(1)項及び(a)(3)項に定義される自然人の“米国人”が行う行為について、その“米国人”が、米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 に指定される仕向地に本社を置いていない企業のために雇用され、又は活動する場合、必要に応じて本項(d)(4)の要件を遵守しな

ればならない。例えば、自然人の“米国人”がフリーランサーであり、米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 に指定された仕向地に本社を置く企業のために働く場合、又は活動する場合、それらの行為は本節の (c) (2) (i) 項から (c) (2) (iii) 項では禁止されない。ただし、同じ自然人である“米国人”が、米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 に指定される仕向地以外の場所に本社を置く会社のために働く場合、又は活動する場合、そのような会社のために行われる行為は、(c) (2) (i) 項から (c) (2) (iii) 項では除外されず、輸出許可が必要となる。

(5) 本節の (c) (2) (iii) 項の適用除外

(c) (2) (iii) 項は、本節の (c) (2) (i) 項に基づく輸出許可を必要とする“先端ノード集積回路”の“製造”が行われる“施設”でない限り、保守（設置を含む）行為には適用されない。

(e) 輸出許可審査基準

(1) “米国人”が、本節の (b) (1) から (b) (4) 項で規定されるいずれかの最終用途又は最終需要者に、‘support’ [支援]（本節の (b) (6) 項で定義される）する申請は、その支援が本節の (b) (1) から (b) (4) 項で規定される最終用途又は最終需要者に重大な貢献をすることになる場合、拒絶される。

(2) “米国人”が、本節の (b) (5) 項で規定される‘軍事諜報最終用途’又は‘軍事諜報エンドユーザー’に‘support’ [支援]（本節の (b) (6) 項で定義される）する申請は、拒絶されるとの想定のもとに審査される。

(3) 本節の (c) (2) 項で定める輸出許可要件の通知に従って提出された輸出許可申請は、本節の (e) (1) 項から (e) (3) 項に定める方針に従って審査される。輸出許可審査は、技術レベル、顧客、コンプライアンス計画、及び契約条件の尊重を含む要素が考慮される。

(i) 原則不許可

マカオ及びカントリーグループ D:5 に指定される仕向地、並びにマカオ若しくはカントリーグループ D:5 に指定される仕向地に本社を置く事業者若しくは最終親会社を持つ事業者については、本節の (e) (3) (i) 項が適用されない限り、原則不許可のもとに審査される。

(ii) ケースバイケース

以下のいずれかの条件に該当する輸出許可申請については、ケースバイケースで審査される：

(A) ECCN 3A090、4A090、3A001.z、4A003.z、4A004.z、4A005.z、5A002.z、5A004.z、5A992.z、5D002.z、若しくは 5D992.z で指定される品目（データセンターでの使用を目的に設計若しくは販売される品目であって、3A090.a のパラメータを満たす品目は除く）；

(B) 本節の (c) (2) 項の輸出許可要件の対象となる品目を伴う活動であって、(c) (2) 項の輸出許可要件に該当する品目と同じ機能を果たす (c) (2) 項の輸出許可要件に該当しない品目がある場合；又は

(C) 本節の (e) (3) (i) 項又は (e) (3) (ii) (A) 項若しくは (B) 項で指定されないその他のすべての申請。

§ 744.7 特定の外国船舶又は航空機に向けての及びその使用のための特定の輸出に対する制限事項

(a) 一般的な最終用途禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、カナダの港を含むいずれの港においても停泊若しくは駐機している外国船舶又は航空機（運航中の船舶又は航空機であるか建造中のものであるかを問わない）に向けて或いはその使用のために、EAR 対象品目を輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない（ただし、次のいずれかに向けて出荷について許可例外又は NLR が容認する場合を除く）：

(1) 船舶又は航空機が停泊又は駐機している国、及び

(2) 船舶又は航空機が登録された国、又は建造中の船舶又は航空機の場合には当該船舶又は航空機が登録される予定の国、及び

(3) 現在、船舶又は航空機を管理、リース又はチャーターしている国（その国の国民を含む）。

(b) 米国及びカナダの運送業者に対する例外

(1) 一般的な最終用途禁止事項の適用除外

本節の (a) 項の一般的な最終用途禁止事項にも係らず、米国又はカナダ以外のいずれかの港湾又は空

港（カントリーグループ D:1（中国を除く）（EAR § 740 付則 1 参照）の港を除く）に停泊若しくは駐機している米国又はカナダ船籍の特定の船舶又は航空機により或いはその船舶又は航空機で使用するために、本節の (b) (3) 項で定める貨物の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を行なうことができる（ただし、当該貨物が次のすべてに該当する場合に限る）： [5]

- (i) 貨物が引き渡される船舶又は航空機の管理者、所有者又は代理人により発注されたものであること；
 - (ii) 当該船舶又は航空機の船上（機上）で使用又は消費されることを意図し、かつ、その適切な運航のために必要であること；
 - (iii) 最大必要期間中において通常でかつ妥当な種類と数量であること（ただし、船舶用燃料油又は航空機燃料の通常かつ妥当な量については、片道の航海又は飛行に必要な量のみであるとみなされる場合を除く）；及び
 - (iv) 電子輸出情報（EEI）が自動輸出システム（AES）に外国貿易規則（FTR）（15 CFR part 30）の要求事項に従って申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、貨物（燃料を除く）のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の航空機向けにその航空機自体で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。
- (2) 米国又はカナダの航空会社の施設又は代理店に向けての輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）

本節の (e) 項で定める貨物（燃料を除く）の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）は、当該貨物が次に掲げるすべてに該当する場合、カントリーグループ D:1（中国を除く）（§ 740 付則 1 参照）を除くすべての米国外の仕向地に所在する米国又はカナダの航空会社の施設若しくは代理店に向けて行なうことができる：

- (i) 米国又はカナダの航空会社より発注され、かつ米国外の自社の施設又は代理店に引き渡されるもの；
 - (ii) 米国又はカナダのいずれかで登録された航空機のメンテナンス、修理又は運航を目的とし、かつ、その航空機の適切な運航のために必要なもの（ただし、当該航空機が、カントリーグループ D:1（中国を除く）（§ 740 付則 1 参照）に所在し、或いは当該国若しくは当該国の国民により所有、運航又は管理、リース又はチャーターされる場合を除く）；
 - (iii) 通常でかつ妥当な種類と数量であること；並びに
に従って申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、これらの貨物のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の施設又は代理店に向けて、その航空機の運航で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。
- (3) 適用できる貨物

この § 744.7 は、本節の (b) 項の条項を条件として、以下にリストされた貨物に適用される：

- (i) 燃料（原油を含む）、原油以外の石油製品であって、海軍石油保留地以外から生産又は誘導されたもの（EAR § 754.3 参照）、並びに当該石油製品と原油の混合物；
- (ii) 甲板、エンジン並びに港と航海の双方で必要な客室乗務員部門の備品、食料、及び補給品（ただし、EAR § 754 付則 1 にリストされている石油製品（原油を除く）が海軍石油保留地以外から生産又は誘導されたものに限る（EAR § 754.3 参照））；
- (iii) 内科及び外科の補給品；
- (iv) 食料貯蔵品；
- (v) 乗組員の身の回り品；
- (vi) 客室用品又は補給品；並びに
- (vii) 備品及び補修部品。

[5] 輸出許可が必要な場合、EAR § 748.2 及び § 748.4(g) を参照しなさい。

§ 744.8 特別指定国民及び資格停止者リスト (SDN リスト) に指定された特定の人物が取引の当事者である場合の輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) に対する規制

(a) 適用範囲

(1) 適用される場合がある他の EAR の輸出許可要件に加えて、本節は、財務省外国資産管理局 (OFAC) の特別指定国民及び資格停止者リスト (SDN リスト) に指定されている者が § 748.5(c) から (f) で規定される取引当事者である場合、輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) に対して EAR の輸出許可要件、輸出許可審査方針、及び許可例外の使用制限を課すものである:

(i) ロシアのウクライナ侵攻関連。

- (A) [BELARUS-E014038];
- (B) [BELARUS];
- (C) [RUSSIA-E014024];
- (D) [UKRAINE-E013660];
- (E) [UKRAINE-E013661];
- (F) [UKRAINE-E013662]; 又は
- (G) [UKRAINE-E013685]。

(ii) テロリズム関連。

- (A) [FTO]; 又は
- (B) [SDGT]。

(iii) 大量破壊兵器関連。

- (A) [NPWMD];
- (B) [Reserved]。

(iv) 麻薬密売又はその他の犯罪ネットワーク関連。

- (A) [ILLICIT DRUGS. E014059];
- (B) [SDNT];
- (C) [SDNTK]; 又は
- (D) [TCO]。

(a) (1) 項の注 1: 上述の呼称は連邦官報で公表され、31 CFR chapter V の付録 A 及び OFAC のウェブサイト <https://www.treas.gov/sdn> で示される SDN リストに組み込まれる。追加情報については、OFAC 制裁リストのプログラムタグ定義を参照のこと:

[https://ofac.treasury.gov/specially-designatednationals-list-sdn-list/
program-tagdefinitions-for-ofac-sanctions-lists](https://ofac.treasury.gov/specially-designatednationals-list-sdn-list/program-tagdefinitions-for-ofac-sanctions-lists)。

(2) これらの EAR 規制は、米国の国家安全保障及び外交政策の利益がより確実に保護されるよう、OFAC がこれらの SDN に課している制裁を補完し、強化するものである。具体的には、本節は、みなし輸出及びみなし再輸出、並びに米国の金融システムが関与しない、又は米国人が関与しない再輸出及び移転 (国内における移転) などの OFAC 規制が適用されない EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) に対して規制を課している。重複する輸出許可要件を課すことを避けるため、本節で規定される取引は、OFAC の特定の輸出許可又は一般輸出許可に基づき許可されている場合、又は OFAC の規則により適用除外されている場合、別途 EAR の許可を必要としない。

(a) 項の注 2: § 744 付則 4 のエンティティリストには、SDN リストの特定の識別子でも指定される特定の者も含まれている。これらの事業者に対する要件 (輸出許可審査方針を含む) については、§ 744.11 及び § 744 付則 4 を参照すること (これらは、この § 744.8 の要件に優先する)。BIS は、これらの者が取引当事者である EAR 対象品目に係る輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) 取引について、当該取引が OFAC の特定の輸出許可又は一般輸出許可に基づき許可されているか、又は OFAC の規則により適用除外されているかにかかわらず、エンティティリストの輸出許可要件欄に明記されているところにより EAR の輸出許可を義務付けている。

(b) 輸出許可要件

輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) が、OFAC の特定の輸出許可又は一般輸出許可に基づいて許可されているか、OFAC の規則に基づいて適用除外されていない限り、(a) (1) 項で定めるいずれかの識別子で OFAC の SDN リストに指定されている者が § 748.5(c) から (f) で規定される取引当事者である場

合、“EAR 対象”品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には、EAR に基づく輸出許可が必要である。本 (b) 項で規定される取引であっても、当該取引が OFAC の管轄下にある場合、OFAC の一般輸出許可のすべての条件を満たす取引については、商務省の輸出許可は不要である。

(c) 許可例外

いかなる許可例外も、本節の輸出許可要件を克服することはできない（ただし、§ 744 付則 4 のエンティティリストにも掲載されている事業者であって、当該事業者に対して本節及び § 744 付則 4 の輸出許可要件を克服するために適用可能な特定の許可例外の適格性を有する場合を除く）。

(d) 輸出許可審査方針

本節により義務付けられている輸出許可申請は、原則不許可の輸出許可審査方針の対象となる（ただし、本節の (a) (1) 項の注 1 が適用され、かつ § 744 付則 4 のエンティティリストで指定される輸出許可審査方針が異なる場合を除く、その場合、その人物に適用されるエンティティリストの項目における輸出許可審査方針が適用される。）OFAC が維持する規則に基づく輸出許可要件の対象となる取引については、OFAC に相談する必要がある。

(e) 違反行為

(1) (a) (1) 項で特定される者が § 748.5 (c) から (f) で規定される取引当事者である状況において、EAR と OFAC が維持する規則の双方が適用される品目の米国人による輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）であって、OFAC が許可していないものは、EAR の違反となる。本項は、本節及び § 744 付則 4 のエンティティリストの両方で特定される事業者には適用されない。本節及びエンティティリストの両方で特定される事業者が関与する EAR 違反は、§ 744.11 及び § 744.16 に従って対処される。

(2) (a) (1) 項で特定される者が § 748.5 (c) から (f) で規定される取引当事者であり、かつ、当該取引が OFAC によって維持される規制の対象ではなく、BIS によって許可されていない EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、EAR の違反となる。

§ 744.8 の注 3：本節は、いかなる刑法（限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B (a) (1) 及び 2339A を含む）も執行したり、解釈したり、又はその範囲を限定したりするものではなく、また、いかなる者であれ、いかなる刑法（限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B (a) (1) 及び 2339A を含む）も、これを順守することを免除するものでもない。

~~§ 744.8 大統領令 13382 (大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者の資産の凍結) に基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限事項~~

~~BIS は、2005 年 6 月 28 日の大統領令 13382 (大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者) の中で或いはこれに基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限を維持している。大統領令 13382 は、米国内に在住する者若しくは米国の管轄内に到来した者又は米国人の所有範囲若しくは管理範囲にある者であって、大統領令 13382 の中で指名された者又は大統領令 13382 に基づいて指定された者の財産及び財産における権益を凍結している。財産又は財産における権益が大統領令 13382 に基づいて凍結されている者は、財務省海外資産管理局 (OFAC) により、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧に入れられた接尾辞 [NPWMD] によって、特定されている。本節は、大統領令 13382 の目的を推進するために、それらの同じ当事者に対して EAR 対象品目の輸出及び再輸出の輸出許可要件を課している。~~

~~(a) 輸出許可要求事項及び認可~~

~~(1) EAR の輸出許可要求事項~~

~~31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出については輸出許可が必要である。~~

~~(2) BIS の認可~~

~~(i) 重複を避けるために、米国人は、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出に対し、BIS から別個の認可を求める必要はない。31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への米国からの輸出又は米国人による輸出若しくは再輸出を OFAC が認~~

~~可した場合、その認可は、同様にEARでいうところの認可とする。~~

- ~~(ii) 米国人は、31 CFR Chapter Vの附属書Aの中で、括弧の中の接尾辞[NPWMD]によってリストされている当事者へのEAR対象品目の輸出又は再輸出であって、大統領命令13382に基づくOFACの規制権限の対象とならない取引については、BISから認可を求めなければならない。~~
- ~~(iii) 米国人以外の者は、31 CFR Chapter Vの附属書Aの中で、括弧の中の接尾辞[NPWMD]によってリストされている当事者へのEAR対象品目の再輸出又は米国外からの輸出については、BISから認可を求めなければならない。~~
- ~~(iv) 31 CFR Chapter Vの附属書Aの中で、括弧の中の接尾辞[NPWMD]によってリストされている当事者へのEAR対象品目の輸出又は再輸出であって、OFACによって認可されていない取引については、EARの違反である。~~
- ~~(v) 31 CFR Chapter Vの附属書Aの中で、括弧の中の接尾辞[NPWMD]によってリストされている当事者へのEAR対象品目の米国人による輸出又は再輸出であって、OFACにより規制の対象としない取引で、かつ、BISによって認可されていない取引については、EARの違反である。31 CFR Chapter Vの附属書Aの中で、括弧の中の接尾辞[NPWMD]によってリストされている当事者へのEAR対象品目の米国外からの輸出又は米国人以外の者による再輸出であって、BISによって認可されていない取引については、EARの違反である。~~

~~(3) 他のEARの輸出許可要求事項との関係~~

~~本節における輸出許可要求事項は、EARの他の条項で示される他の要求事項に追加されるものである。~~

~~(b) 許可例外~~

~~本節で課せられるEARの輸出許可要求事項については、いかなる許可例外も適用できない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~本節によって義務付けられるEARの輸出許可申請は、通常、拒絶される。OFACの輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFACに相談しなければならない。~~

~~(d) 契約書尊厳条項~~

~~契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。~~

§ 744.9 特定のカメラ、システム、又は関連する部分品の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

(1) EAR § 742.3、§ 742.4、§ 742.6、§ 742.8、§ 746.1 (b) 及び § 746.3 に定める核不拡散、国家安全保障、地域安定、反テロリズム、及び国連禁輸の理由に適用される輸出許可要件に加え、輸出、再輸出、又は移転の時点で、輸出者、再輸出者、又は移転者が以下のことを知っているか、知らされている場合、特定の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して、本節に基いて輸出許可が必要となる：

(i) ECCN 6A003.a.3、6A003.a.4、又は6A003.a.6により規制される貨物が、カナダを除くすべての仕向地において、本節の(d)項で定義される'軍事エンドユーザー'により使用されるか、使用されることが意図されている場合。

(ii) ECCN 0A504 (ECCN 6A002 もしくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993.a で規制される貨物であって、6A003.b.4の注3.aの基準を満たすものを組み込んだもの)、6A002、6A003 (6A003.a.3、6A003.a.4、及び 6A003.a.6を除く)、又は 6A993.a (最大フレームレートが 9Hz 以下であり、よって、6A003.b.4の注3.aの基準を満たすもの)、又は 8A002.d が、カントリーグループ A:1 で指定される仕向地を除くすべての仕向地において、本節の(d)項で定義される'軍事エンドユーザー'により使用されるか、又は使用されることが意図されている場合。

(iii) ECCN 0A504 で規定される貨物 (ECCN 6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993.a で規制される貨物であって、6A003.b.4の注3.aの基準を満たすものを組み込んだもの)、6A002、6A003、又は 6A993.a (最大フレームレートが 9Hz 以下であり、よって 6A003.b.4の注

3. a の基準を満たすもの)、又は 8A002. d が、カナダを除くすべての仕向地において、ECCN 0A919 で規制される“軍用貨物”に組み込まれるか、または組み込まれることが意図されている場合。

~~(1) EAR の § 742. 4、§ 742. 6、§ 742. 8、§ 746. 1 (b)、及び § 746. 3 において国家安全保障、地域安定性、反テロリズム及び国連禁輸の理由で適用される輸出許可要求事項に加えて、ECCN 0A504 (ECCN 6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993. a で規制される貨物であって、6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するものを組み込んでいるもの)、6A002、6A003、若しくは 6A993. a (最大フレーム速度が 9Hz 以下であり、このため 6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するもの)、或いは 8A002. d で規定される貨物のカナダ以外のあらゆる仕向地への輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) について、輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) の時点で、当該品目が次のいずれかに該当することを知っているかインフォームされている場合、輸出許可を必要とする。~~

~~(i) 本節の (d) 項で定める“軍事エンドユーザー”により使用されるか、使用される意図がある；又は~~

~~(ii) ECCN 0A919 で規制される“軍用貨物”に組み込まれるか、組み込まれる意図がある。~~

(2) 本節の (a) (1) 項で規定される輸出許可要求事項は、カントリーグループ A:1 国 (§ 740 付則 1 参照) の政府のユニットによる軍の派遣の一部として再輸出又は移転されている場合、その項で規定される品目の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) には適用されない。

(b) BIS よりインフォームを受けた輸出者、再輸出者、又は再移転者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の (a) 項で定める使用者への転用又は“軍用貨物”への不正な組み込みの容認できないリスクがあると BIS が判断した理由により、ECCN 0A504 (ECCN 6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993. a で規制される貨物であって、6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するものを組み込んでいるもの)、6A002、6A003、若しくは 6A993. a (最大フレーム速度が 9Hz 以下であり、このため 6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するもの)、或いは 8A002. d で規定される貨物の指定された最終需要者への輸出、再輸出、又は移転に輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、輸出者、再輸出者、又は再移転者にインフォームすることができる。

当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。当該通知が口頭で与えられた場合、引き続き輸出管理担当の副次官補が署名した書面による通知が 2 就業日以内に届けられる。

(c) 輸出許可審査基準

本節により義務付けられる輸出許可申請は、国際武器取引規則 (22 CFR § 120~ § 130) のもとで適用される方針を適用することによって審査される。

(d) 軍事エンドユーザー

本節において、用語“軍事エンドユーザー”は、国家軍隊 (陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊) に加えて、国家警備隊及び国家警察、政府の諜報組織若しくは偵察組織、又はその活動又は機能が、§ 744. 17 (d) で定義される“軍事最終用途”を支援する目的を持つ者又は団体を意味する。

(e) 許可例外

本節の (a) 及び (b) 項の禁止事項の対象となる出荷であって、EAR § 740. 11 (b) (2) (i) に基づいて是認される米国政府に引き渡されるもの及び米国政府の公務で使用するためのものについては、許可例外 GOV のもとに出荷することができる。本条項は、米国政府機関に引渡され、かつ、米国政府機関の公務で使用するための品目に適用できる。本節の (a) 及び (b) 項で定める禁止事項には、他の許可例外は適用されない。

§ 744. 10 **[Reserved]** ~~ロシア国内の特定の団体に対する制限事項~~

~~(a) 一般禁止事項~~

~~ロシア国内の特定の団体は、本章の付則 4 (エンティティリスト [インフォーム顧客リスト]) に掲載されている。(EAR § 744. 1 (c) も参照しなさい。)~~

~~当該団体への EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対しては、エンティティリストで指定される範囲において、輸出許可を必要とする。~~

~~(b) 例外~~

~~本節の (a) 項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用されない。~~

~~(c) 輸出許可審査基準~~

~~これらの団体に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の申請は、拒絶されるとの想定のもとに審査される。~~

§ 744. 11 米国の国家安全保障又は外交政策上の国益に反して行動する事業者又はそのリスクが大きい事業者に適用される輸出許可要求事項

BIS は、本節の基準に基づいて、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の輸出許可要求事項、許可例外の適用に対する制限、並びに一連の輸出許可申請審査方針を課すことができる。このような要求事項、制限事項及び審査方針は、EAR の他の箇所で示されるものに付加される。輸出許可要求事項、許可例外の使用に対する制限及び輸出許可申請審査方針は、本節に関連付けてエンティティリスト（本章の付則 4）に事業者を追加することにより、さらにはエンティティリストにおいて当該事業者に適用される輸出許可要求事項及び輸出許可申請の審査方針を明記することにより、或いは輸出者、再輸出者若しくは移転者に対し、特定の事業者が輸出者、再輸出者、若しくは移転者に送られる特定の通知で指定される輸出許可要件、許可例外の使用制限及び輸出許可審査方針の対象となることを本節の (c) 項に従ってインフォームすることにより、本節のもとに課せられる。BIS は、ある事業者が本節の (b) 項で定める行為にもはや従事しておらず、かつ、将来において当該行為に従事しそうな場合、又は本項で記載される米国の国家安全保障若しくは外交政策上の国益に反する行動をとる重大なリスクがなくなった場合、エンティティリストから当該事業者を削除することができる。BIS は、本節の方針を実行するために、個々の事業者に適用される許可例外の制限及び輸出許可申請審査方針を変更することができる。BIS は、最終需要者審査委員会の裁定に従って、或いは個々の事案において適切な場合には、最終需要者審査委員会の裁定が上申された組織の決定に従って、本節の条項を執行する。最終需要者審査委員会は、本章の付則 5 で示される手続きに従う。

(a) 輸出許可要求事項、許可例外の適用可否、及び輸出許可申請審査方針

エンティティリストにリストされている事業者が § 748. 5 (c) から (f) で規定されている取引従事者である場合、本節で別途是認若しくは除外されていない限り、エンティティリストで指定される範囲において、EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には輸出許可が必要である。取引当事者である事業者についてエンティティリストで是認されない限り、許可例外を用いることができない。本節で義務付けられる輸出許可申請は、EAR の他の箇所で規定される他の適用される審査方針に加えて、取引当事者である事業者についてエンティティリストで規定されるところにより、評価される。

(1) 標準化関連行為

“技術”又は“ソフトウェア”であって、EAR99 に指定されるもの又は反テロリズム理由でのみ CCL で規制されるものの譲渡について、“標準化関連行為”のためのものである場合、輸出許可は不要である。さらに、暗号機能の“開発”、“生産”、又は“使用”をもっぱら目的とした以下の ECCN の“品目”のレベルの“項番の技術”又は“ソフトウェア”の譲渡について、“標準化関連行為”のためのものである場合、輸出許可は不要である：

ECCN 5D002. b 若しくは 5D002. c. 1 (ECCN 5A002. a 及び 5A002. c でのみ指定される装置のためのもの) に暗号分類される“ソフトウェア”；ECCN 5E002 (ECCN 5A002. a, . b 及び . c で指定される装置のためのもの) に暗号分類される“技術”；並びに

ECCN 5D002. b 若しくは 5D002. c. 1 (ECCN 5A002. a 及び 5A002. c でのみ指定される装置のためのもの) に暗号分類される“ソフトウェア”に係る“技術”。

(2) エンティティリストに対する外国製“直接製品” (FDP) の輸出許可要求事項、輸出許可審査方針、及び許可例外

(i) 脚注 1 が付された事業者

EAR § 734.9(e)(1)(i)に基づいて EAR の対象となる米国外で製造された品目について、本章の付則 4 のエンティティリストで脚注 1 が付されて指定される事業者が取引当事者である場合、輸出許可又は許可例外がなければ、再輸出、米国外からの輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない。

この輸出許可要求事項の対象となる米国外で製造された品目について、EAR § 740 で規定されるすべての許可例外は、適用可能な許可例外のすべての条件が満たされ、かつ、EAR § 740.2 の制限事項も適用されない場合に適用できる。品目における技術の高度性及びケーパビリティ〔能力、強み〕は、輸出許可申請の審査における一つのファクターとなる。この(b)(2)項により輸出許可要件の対象となる米国外で製造された品目であって、5G 未満（例えば、4G、3G 等）のレベルの通信システム、装置及び機器の“開発”又は“製造”をサポートする能力を有するものに対する輸出許可申請は、個別に審査される。

(i) 脚注 4 が付された事業者

EAR § 734.9(e)(2)に基づいて EAR の対象となる米国外で製造された品目について、本章の付則 4 のエンティティリストで脚注 4 で指定される事業者が取引当事者である場合、又は上記の事業者により製造、購入、若しくは注文された“部品”、“部分品、若しくは“装置”の“開発”若しくは“製造”で使用される場合、輸出許可がなければ、再輸出、米国外からの輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない。これらの事業者に適用される可能性がある追加の輸出許可要件については、§ 744.23 を参照のこと。この輸出許可要件の対象となる米国外で製造された品目に対する輸出許可審査方針は、脚注 4 の指定が付された各事業者について、本章の付則 4 の当該エントリーに記載されている。

(b) エンティティリストを変更するための基準

明確かつ明瞭に表現することができる事実に基づいて、事業者が米国の国家安全保障又は外国政策上の国益に反する行為に関与したこと、関与していること、又は関与している若しくは関与することになる重大なリスクを引き起こすと確信する妥当な根拠がある事業者、並びに当該事業者のために活動する者は、本節に従ってエンティティリストに追加することができる。事業者は、自らのコントロールの及ばない特定の状況を通じて、重大なリスクを引き起こす可能性がある。事業者に重大なリスクを負わせる可能性のあるそのような状況には、例えば、最終用途のチェックが行われるのを妨げることにより、BIS が EAR の順守を判定するのを事実上妨げるような、受入側政府当局による持続的な協力の欠如を伴う状況が含まれる。本節は、輸出又は再輸出が § 744.8、§ 744.12、§ 744.13、§ 744.14 又は § 744.18 に従って輸出許可を必要とする当事者をエンティティリストに載せるために用いることはできない。本節は、EAR § 772.1 で定義される米国人を、エンティティリストに載せるために用いることはできない。本設の(b)(1)項から(b)(2)項は、米国の国家安全保障又は外交政策上の国益（全世界の人権の保護という外交政策上の利益を含む）に反する可能性があるか、著しいリスクを示す可能性がある行為の例証となるリストを提供する。

(1) テロ行為に携わる者への支援

(2) 国務長官により国際テロ行為のために繰り返し支援を提供していると指定されている政府の軍事力又はテロ支援能力を強化する可能性がある行為

(3) 米国の国家安全保障若しくは外交政策上の国益に反する方法で通常兵器の輸送、開発、サービス、修理若しくは製造を行うこと、又は部品、部分品、技術若しくは当該行為に対する融資を提供することによって上記の輸送、サービス、修理、開発又は製造を可能にすること

(4) BIS 又は国務省防衛取引管理部によって或いはこれらに代わって実施される最終用途審査の遂行を以下の行為により妨げること：

(i) 事業者が、取引当事者又はチェックされる品目についての情報に対して、アクセスを妨げ、情報の提供を拒否し、又は虚偽若しくは誤解を招く情報を提供すること。この事例における行為には以下を含む：

審査への同意を明白に拒絶すること、虚偽の情報若しくは誤解を招く情報を提供すること、又は審査の発生を事実上妨げること又は審査を不正確若しくは無用なものにする遅延行為又は回避行為をすること。たとえリストされるべき当事者による明白な拒絶が要求されない場合であっても、リストされるべき当事者の行為と、完全で、正確でかつ有用な審査を手がけることができないこ

ととの間の結びつきは必要である；又は

(ii) § 744.15 に基づいて未証明者リストで特定される事業者の最終用途チェックの日程調整及び完了を促進するための受入側政府による継続的な協力の欠如（その結果、事業者が関与する輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）の事前審査及び輸出許可の条件又は輸出許可拒否の可能性が BIS の EAR 違反の防止能力を高めると最終用途審査委員会が信じるほどの懸念が生じる）。

(5) EAR に違反するリスクを引き起こす行為に携わること（その行為が、当事者が関与している輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の事前の審査と輸出許可の条件設定又は輸出許可の拒絶を課すことが、BIS の EAR 違反防止能力を強化すると最終需要者審査委員会が確信する十分な懸念を引き起こさせる場合）。

(c) BIS よりインフォームを受けた者に対する追加禁止事項

BIS は、次の(1)又は(2)について、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、当事者にインフォームすることができる：

(1) 特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）について、その輸出、再輸出、若しくは移転（国内における移転）が、本章の付則 4 にリストされる事業者に対して課せられる輸出許可要件を回避することを意図している容認できないリスクがあるので、輸出許可が必要である；又は

(2) 特定の当事者への指定された品目の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）について、その当事者が本章の付則 4 でリストされる事業者の代理人、隠れみの又はペーパーカンパニーとして活動しているか、本章の付則 4 でリストされる事業者のエントリーで示される輸出許可要件をリストされた事業者が回避するのを別な方法で手助けをしている容認できないリスクがあるので、輸出許可が必要である；又は

(3) 特定の当事者に対する特定物品の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）について、当該団体が、米国および当該団体のために行動する者の国家安全保障又は外交政策上の国益（全世界の人権の保護という外交政策上の利益を含む）に反する活動に関与した、関与している、または関与する重大な危険をもたらすと、特定の明確な事実に基づき信じるに足る合理的な理由があるので、輸出許可が必要である。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補又は副次官補の指名を受けた者が署名した書面によりフォローされる。特定の通知には、当該輸出者、再輸出者、又は移転者が本(c) (3) 項に基づいて準拠しなければならない輸出許可要件、許可例外使用の制限事項、及び輸出許可申請審査方針が含まれる。ERC（最終需要者審査委員会）は、本章の付則 4 のエンティティリストにこれららの事業者を追加することができる。

§ 744.12 **[Reserved]** ~~大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定された者（特別指定国際テロリスト）(SDGT)への輸出及び再輸出に対する制限事項~~

~~BIS は、2001 年 9 月 23 日の大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限（テロ犯行者、テロ犯行威嚇者若しくはテロ支援者の資産の凍結及び取引の禁止）を維持している。これらの者には、大統領令 13224 の付属書の中でリストされた個人及び団体に加えて、その後、この大統領令で示された基準に基づいて国務長官又は財務長官により指定された者を含んでいる。大統領令 13224 に基づいて、財務省海外資産管理局 (OFAC) は、31 CFR part 504 (国際テロ制裁規則) を維持している。OFAC は、官報において大統領令 13224 に基づき指定された者の名前を公表し、かつ、31 CFR Chapter V の付属書 A (OFAC により管理される各種制裁プログラムの対象となる者をリストしている) に当該者を収載している。国務省も、官報において大統領令 13224 に基づいて指定された外国人の名前を公表している。大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定されたすべての者は、31 CFR Chapter V の付属書 A に、括弧付きの記号 [SDGT] により識別され、特別指定国際テロリスト (SDGT) としても知られている。~~

~~(a) 輸出許可要求事項~~

~~(1) EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。~~

~~(2) 重複を避けるため、米国人は、EAR と大統領令 13224 に基づく OFAC の規制権限の双方の対象となる品目の SDGT への輸出又は再輸出に対して、別個の認可を求めない。従って、SDGT に向けての米国からの輸出又は米国人による輸出若しくは再輸出を OFAC が認可すれば、BIS の別個の認可を得る必要はない。~~

- ~~(3) 米国人は、EAR 対象品目であって、31 CFR part 594 における OFAC の国際テロ制裁規則の対象ではないものの SDGT への輸出又は再輸出については、BIS に認可を求めなければならない。~~
- ~~(4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の SDGT への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。~~
- ~~(5) EAR と大統領令 13224 に基づく OFAC の規制権限の双方の対象となる品目の SDGT への輸出又は再輸出であって、かつ、OFAC により認可されていないものは、EAR の違反となる。~~
- ~~(6) EAR 対象品目であって、OFAC による規制の対象ではないものの SDGT への米国人による輸出又は再輸出であって、かつ、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。EAR 対象品目の SDGT への米国人以外の者による再輸出又は米国外からの輸出であって、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。~~
- ~~(7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。~~

~~(b) 例外~~

~~EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用できない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFAC の輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。~~

~~(d) 契約書尊厳条項~~

~~契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請書には適用されない。~~

~~§ 744.12 に対する注：本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B (a) (1) 及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さらに、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B (a) (1) 及び 2339A を含む）に順守することから何人も免除するものでもない。~~

§ 744.13 **[Reserved]** ~~大統領令 12947 に基づき指定された者(特別指定テロリスト) (SDT) への輸出及び再輸出に対する制限事項~~

~~1995 年 1 月 23 日の大統領令 12947 の目的に沿って、BIS は特別指定テロリスト (SDT) に向けての輸出及び再輸出に対する制限を維持している。大統領令 12947 は、中東和平のプロセスを崩壊させるために威嚇するテロリストと米国人が取引することを禁止している。大統領令に基づいて、財務省海外資産管理局 (OFAC) は、31 CFR part 595 (テロ制裁規則) を維持している。31 CFR Chapter V の付属書 A の中で、31 CFR part 595 に基づいて、これら特別指定テロリストは、括弧付きの記号 [SDT] を付けて識別されている。以下に示す要求事項は、大統領令 12947 の目的を推進するものである。~~

~~(a) 輸出許可要求事項~~

- ~~(1) EAR 対象品目の SDT に向けての輸出及び再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。~~
- ~~(2) 重複を避けるため、米国人は、EAR と 31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の双方の対象となる品目の SDT への輸出又は再輸出に対して、別個の認可を求める必要はない。従って、米国人による SDT に向けての品目の輸出又は再輸出を OFAC が認可すれば、BIS の別個の認可を得る必要がない。~~
- ~~(3) 米国人は、EAR 対象品目ではあるが、31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の対象ではない品目の SDT への輸出又は再輸出については、BIS に認可を求めなければならない。~~
- ~~(4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の SDT への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。~~
- ~~(5) EAR と 31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の双方の対象となる品目の米国人による SDT への輸出又は再輸出であって、かつ、OFAC により認可されていないものは、EAR の違反となる。~~
- ~~(6) EAR 対象品目であって、31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の対象でないものの SDT への米国人による輸出又は再輸出であって、かつ、BIS により認可されていないものは、EAR の違反と~~

~~なる。EAR 対象品目の SDT への米国人以外の者による再輸出又は米国外からの輸出であって、BIS に
より認可されていないものは、EAR の違反となる。~~

~~(7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものであ
る。~~

~~(b) 例外~~

~~EAR 対象品目の SDT に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用
できない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~EAR 対象品目の SDT に向けての輸出又は再輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFAC の輸出許可要求事
項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。~~

~~(d) 契約書尊厳条項~~

~~契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。~~

~~§ 744.13 に対する注：本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B (a) (1)
及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さら
に、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B (a) (1) 及び 2339A を含む）に順守する
ことから何人も免除するものでもない。~~

§ 744.14 [Reserved] ~~指定された外国テロリスト組織 (FTO) に向けての輸出及び再輸出に対する制限事項
移民及び国籍法 (INA) (改正版) (8 U.S.C. 1180) の § 210、並びに 1996 年制定のテロ防止及び効果的死刑法
（反テロ法）（18 U.S.C. 2339B）（公法 104-132、110 制定法第 1214-1319 号）の § 303 の目的に沿って、
BIS は INA の § 210 に基づいて外国テロリスト組織 (FTO) に指定された組織に向けての輸出及び再輸出に対
する制限を維持している。財務省海外資産管理局は、31 CFR part 597（外国テロ組織制裁規則）を維持し
ている。この規則は、米国金融機関に対して、当該米国金融機関の所有又は管理範囲下にある指定 FTO の
資産が関係するすべての金融取引を凍結することを義務付けている。反テロ法の § 303 は、米国内に居住
している者又は米国の司法権の対象となる者が、知っていながら、指定された FTO に重大な援助又は資源
を提供することを禁止し、また、処罰すべき違反には米国内法典第 18 編に基づく刑事罰を科す。これらの指
定された FTO は、31 CFR Chapter V の付属書 A にリストされ、末尾に括弧付きの記号 [FTO] を付けて識別
されている。INA の § 210 の基準に合致すると裁定された外国組織の指定は、国務長官又は国務長官が指各
した者により官報での公表により効力を生じる。~~

~~(a) 輸出許可要求事項~~

~~(1) EAR 対象品目の FTO に向けての輸出及び再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。~~

~~(2) 米国人は、EAR 対象品目の FTO に向けての輸出及び再輸出のために、BIS に認可を求めなければな
らない。~~

~~(3) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の FTO への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を
求めなければならない。~~

~~(4) EAR 対象品目のいかなる者による輸出又は再輸出であっても、BIS により認可されていないものは、
EAR の違反となる。~~

~~(5) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものであ
る。~~

~~(b) 例外~~

~~本節の (a) 項で定める品目の FTO に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS
の認可も適用できない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~本節の (a) 項により特定されるすべての品目の FTO に向けての輸出及び再輸出申請は、それらが 18 U.S.C.
2339A (b) に定義される重大な援助又は資源を構成する限り、通常は拒絶される。~~

~~(d) 契約書尊厳条項~~~~契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。~~~~(e) SDT 又は SDGT としても指定された FTO~~~~FTO が SDT (§ 744.13 で定める) 又は SDGT (§ 744.12 で定める) でもある場合には、§ 744.13 又は § 744.12 で示される輸出許可要求事項及び輸出許可方針が適用される。~~~~§ 744.14 に対する注：本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さらに、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U.S.C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）に順守することから何人も免除するものでもない。~~

§ 744.15 未証明者リスト [Unverified List] にリストされた者への輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に関する制限事項

(a) 一般要求事項

EAR の他の部分で示される要求事項に加えて、未証明者リスト (UVL) でリストされた取引当事者が関与する EAR 対象の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、本節の (b) 項に従って行われなければならない。本節の (c) 項で規定される基準に基づくエンドユーザー規制の対象となる外国人の名前及び住所は、本章の付則 6 で見出せる未証明者リストで特定される。EAR の他の部分で見出せる要求事項（限定されるものではないが、輸出許可要求事項、EAR § 758.1(b)(8) に基づく記録提出要求事項、及び EAR § 740.2(a)(17) で規定される許可例外に対する制限事項を含む）についても適用される。

(b) UVL の申告書

EAR の対象となる輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）であって、輸出許可要求事項の対象ではないもののうち、EAR § 748.5 で規定される当事者として未証明者リストにリストされた者が関与するものを始める前に、輸出者、再輸出者、又は移転（国内における移転）を行う者は、本節で示される条項に従って、当該者から UVL の申告書を取得しなければならない。その申告書は、EAR § 762 に従って保持しなければならない。

- (1) 同じ当事者間の同じ品目の複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して、その当事者の名前、その品目の説明及び ECCN が正しい限り、1 通の UVL の申告書が使用できる。複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して 1 通の UVL の申告書が使用される場合、輸出者、再輸出者、又は移転（国内における移転）を行う者は、本節に基づいて行われたそれぞれの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を特定するログ又はその他の記録並びに UVL の申告書（そのたびごとに関連する特定の UVL の申告書）を保持しなければならない。そのログ又は記録は、EAR § 762 に従って保持されなければならない。
- (2) UVL の申告書は、UVL の当事者を合法的に拘束する十分な権限を持つ個人により書面で署名及び日付が入れられるとともに、以下の内容を記述しなければならない：
 - (i) UVL の当事者の名前；漏れなく記入された実際の住所（異なる場合、発送先住所、企業の住所、及び最終需要者の住所を含む）（私書箱を単にリストするだけでは不十分である）；電話番号；fax 番号；email アドレス；利用できる場合）ウェブサイト；並びに UVL の申告書に署名する個人の名前及び肩書き。
 - (ii) 米国輸出管理規則 (EAR) (15 CFR § 730 から § 772) で禁止されているいかなる用途にも当該品目を使用しないことの合意、及び EAR で禁止されているいかなる仕向地、用途又は使用者にも当該品目を再輸出若しくは移転（国内における移転）をしないことへの合意。
 - (iii) EAR 対象品目の最終用途、最終需要者、最終仕向国が [最終用途、最終需要者、最終仕向国を記入] であることの申告。
 - (iv) 彼らが直近の 5 年間に当事者であった取引における EAR 対象品目に対する最終用途のチェック（許可前検証を含む）であって、米国商務省産業安全保障局により又はそれに代わって実施されるものに協力することへの合意。この協力には、そのチェックの時宜を得た実施を容易にすること及び EAR 対象品目の処理に関する十分で正確な情報を提供することを含む。

- (v) この書類及び EAR § 762 で保持されることが義務付けられているすべてのその他の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の記録のコピーを提供することへの合意。
- (vi) UVL の申告書に署名する個人が当事者を合法的に拘束する十分な権限を有していることの証明。

(c) 未証明者リストを改正するための基準

- (1) EAR の対象となる輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の当事者である外国人は、最終用途のチェック（例えば、許可前検証（PLC）又は出荷後検証（PSV））が米国政府の管理外にある理由で十分に完了できないために、BIS 又は BIS に代わって活動する米国司法省が当該者の真正性（すなわち、EAR の対象となる品目の最終用途及び最終需要者に関連する正当性及び信頼度）が証明できない場合、未証明者リストに加えられ可能性がある。

本節の (c) (1) (i) から (c) (1) (iii) 項の例は、それらの状況の例示的なリストを示すものである。

- (i) 最終用途のチェックの実施の間において、そのチェックの対象者が EAR 対象品目の処分について論証することができない。
 - (ii) 最終用途のチェックの対象者の存在又は信憑性が証明できない（例えば、チェックの対象者が所在していない又は連絡することができない）。
 - (iii) 受入側政府当局による協力の欠如が、実施されている最終用途のチェックを妨げている。
- (2) PLC 又は PSV を完了することにより EAR 対象品目を含む輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の最終需要者、荷受人、又はその他の当事者としてリストされている者の真正性を BIS が証明できる場合、BIS は未証明者リストからその者を削除する。受入側政府当局による協力の欠如により完了できない PLC 又は PSV に関係する限られた状況において、十分なものとするために、それに代わる真正性の検証プロセスが BIS により決定される場合がある。本項の基準に基づいて未証明者リストからある者を削除する決定は、EAR § 744.1(b) に基づいて BIS により行われる決定とは分離したものであって、本節の (d) 項により請求されなければならない。

(d) 未証明者リストに掲載された当事者の削除を請求するための手続き

未証明者リストに掲載されているいずれの者も、そのリスティングが修正又は削除されることを請求することができる。

- (1) すべての当該請求（その理由及び真正性を立証する情報（すなわち、EAR 対象品目の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の最終需要者、荷受人又はその他の当事者として未証明者リストにリストされた者の正当性及び信頼度）を含む）は、fax ((202) 482.0971) によるか、電子メール (UVLRequest@bis.doc.gov) により、米国商務省産業安全保障局執行分析部部長、14th Street and Pennsylvania Avenue NW., Room 4065, Washington, DC 20230482 に、書面で送付しなければならない。
- (2) 輸出執行担当の商務次官補代理は、EAR の対象となる輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の当事者としてリストされている者の真正性の評価に基づいて、その請求を審査し、請求者に対して請求に関する裁定を書面で伝える。その裁定は、その請求に関する最終機関の措置となる。

§ 744.16 エンティティリスト

エンティティリスト（§ 744 付則 4）は、米国の国家安全保障上又は外交政策上の国益に反する行為に関与していること、又はこれらの行為に関与している若しくは関与しつつある重大なリスクになることが合理的に考えられる人々を特定している。このエンティティ[事業者]は、EAR § 744（規制方針：最終需要者及び最終用途）並びに § 746（禁輸及びその他の特別規制）に基づいて、エンティティリストに加えられる。

(a) 輸出許可要求事項

商務省規制品リスト（CCL）で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、事業者が EAR § 748.5(c) から (f) で規定されている取引従事者である場合、エンティティリスト（本章の付則 4）に掲げる事業者のエントリーの輸出許可要求事項欄に含まれる品目を、BIS からの輸出許可なしに、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）してはならない。リストされた各事業者に対する特別な輸出許可要求事項が、本章付則 4 のエンティティリストの輸出許可要求事項欄で特定されている。

(b) 許可例外

指定される品目のリストされた事業者への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）には、いかなる許可例外も適用できない（ただし、リストされたインド又はパキスタンの事業者を仕向地とする EAR § 740.2(a)(5) にリストされた品目に対する許可例外であって、民間航空の安全と民間旅客機の安全な運航を確保することを目的とするもの、並びに § 744.20 に基づいてエンティティリストに追加された事業者における場合（エンティティリストで指定される範囲に限る）を除く）。

(c) 輸出許可審査方針

(1) 通常の審査方針

リストされた事業者に対する輸出許可審査方針は、エンティティリストの輸出許可審査方針欄で特定されている。

(d) 最終需要者審査委員会（ERC）

最終需要者審査委員会（ERC）（商務省の代表（委員長）、国務省、エネルギー省及び必要に応じて財務省の各代表から構成される）は、エンティティリストへの追加、削除、又はその他の変更に関する全般的な決定を行う。

(e) 削除又は変更の要請

エンティティリスにリストされた事業者は、そのリストが削除又は変更されることを要求することができる。すべてのこのような要求（これらの根拠を収載したものを含む）は、書面で行い、以下の宛先に送付しなければならない：

商務省産業安全保障局最終需要者審査委員会委員長（14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Room 3886, Washington, DC 20230）。

(1) 審査

ERC（最終需要者審査委員会）は、このような要求を、本章の Supplement No. 5 で示される手続きに従って、審査を行う。

(2) BIS の措置

輸出管理担当の副次官補は、要求に対する裁定を書面でその要求者に伝達する。

その裁定は、その要求に対する当該機関の最終的な決定となる。

§ 744.17 マイクロプロセッサ及び関連する“ソフトウェア”及び“技術”であって、“軍事最終用途”のためのもの及び“軍事エンドユーザー”に向けてのものの特定の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限

(a) 一般禁止事項

EAR の他の箇所で規定される輸出許可要求事項に加えて、マイクロプロセッサ（“マイクロプロセッサ”、“マイクロコンピュータ”及びマイクロコントローラのうち、処理速度が 5GFLOPS 以上で、かつ、論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む）又は上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）について、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行う時点で、以下のことを知っているか、知り得る状況にあるか、又は BIS よりインフォームされた場合、輸出許可なしに行うことができない：

- ・ この品目が、カントリーグループ D:1 でリストされる仕向国（EAR § 740 付則 1 参照）の国内において、本節の (d) 項で定める‘軍事最終用途’のために用いられるか用いられることを意図している；又は
- ・ この品目が、カントリーグループ D:1 でリストされる仕向国の国内において、本節の (e) 項で定める‘軍事エンドユーザー’により用いられるか用いられることを意図している。

(b) BIS よりインフォームされた輸出又は再輸出に対する追加禁止事項

BIS は、本節の (a) 項で定める最終用途又は最終需要者に転用される容認できないリスクがあると BIS が判断した理由により、本節の (a) 項で規定される品目の指定された最終需要者への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）に輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通

して、輸出者、再輸出者又は移転者にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。当該通知がない場合であっても、本節の(a)項の輸出許可要求事項に対する輸出者、再輸出者又は移転者の順守義務を免除することはない。

(c) 輸出許可審査基準

本節の対象となる品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の申請については、拒絶が見込まれる。

(d) 軍事最終用途

本節において、語句‘軍事最終用途’は、以下の品目に組込むことを意味する：

米国軍需品リスト(USML) (22 CFR part 121 国際武器取引規則) 若しくはワッセナーアレンジメント軍需品リスト（ワッセナーアレンジメントのWebサイト <http://www.wassenaar.org>に掲載されている）で定められる軍需品目；

末尾が“A018”のECCN若しくは“600シリーズ”のECCNに番号分類される貨物；或いはUSML若しくはワッセナーアレンジメント軍需品リストで定められた軍需品目、又は末尾が“A018”のECCN若しくは“600シリーズ”のECCNに番号分類される貨物の“使用”、“開発”、“製造”或いは配備のために設計された貨物。

本章の付則1は、“軍事最終用途”の事例をリストしている。

(e) 軍事エンドユーザー

本節において、用語‘軍事エンドユーザー’は、国家軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊）に加えて、国家警備隊及び国家警察、政府諜報組織若しくは政府偵察組織、その活動若しくは機能が、本節の(d)項で定義される‘軍事最終用途’を支援する目的を持つ者若しくは団体。

(f) 例外

本節の(a)及び(b)項で規定される禁止事項は、EARの対象となる取引に別途適用されるいずれかの許可例外又は輸出許可不要(NLR)の指定に優先する（ただし、この輸出許可要求事項は、品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）であって、EAR § 740.11に基づいて認可される米国政府の当局者及び機関に向けてのもの若しくはそれらの代理人に向けてのもの又は協力国政府機関に向けてのものには適用されない。’米国政府機関’の定義についてはEAR § 740.11(b)(1)を、’協力国政府機関’の定義についてはEAR § 740.11(c)(1)を参照のこと。

§ 744.18 **[Reserved]** ~~大統領令13315の中で又はこれに基づいて指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限事項~~

~~2003年8月28日の大統領令(E.O.)13315(“旧イラク政権、その上級官僚及び彼らの家族の資産の凍結並びに他の特定の措置の執行”)に沿って、BISは、E.O.13315の中で又はこれに基づいて指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限を維持している。これらの者には、大統領令13315の付属書にリストされた個人及び団体に加えて、この大統領令で示される基準に基づいて、その後指定された者を含む。OFACは、OFACによって執行される種々の制裁プログラムの対象となる者をリストしている31 CFR Chapter Vの付属書Aの中で、E.O.13315に基づいて指名された者の名前を収載している。E.O.13315の中で又はこれに基づいて指定されるすべての者は、付属書Aの中で括弧付きの記号[IRAQ2]で識別される。~~

~~(a) 輸出許可要求事項~~

~~(1) 次に掲げる者へのEAR対象品目の輸出、再輸出又は移転には、輸出許可要求事項が適用される。~~

~~(i) 2003年8月28日の大統領令13315の付属書にリストされた者；又は~~

~~(ii) 大統領令13315の対象であると裁定された者。~~

~~(2) 重複を避けるため、米国人は、EARとOFACが維持している規則の双方の対象となる品目の本節の(a)項で特定される者への輸出、再輸出又は移転に対し、BISの別個の認可を求める必要はない。従って、本節の(a)項で特定された者への米国からの輸出又は米国人による輸出、再輸出若しくは移転をOFAC~~

~~が認可すれば、BISからの別個の認可は不要である。~~

- ~~(3) 米国人は、EAR 対象品目であって、OFAC が維持している規則の対象ではないものの本節の(a)項で特定される者への輸出、再輸出又は移転については、BISに認可を求めなければならない。~~
- ~~(4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の本節の(a)項で特定される者への再輸出若しくは移転又は米国外からの輸出について、BISに認可を求めなければならない。~~
- ~~(5) EAR と OFAC が維持している規則の双方の対象となる品目の米国人による本節の(a)項で特定される者への輸出、再輸出又は移転であって、OFACにより認可されていないものは、EARの違反となる。~~
- ~~(6) EAR 対象品目であって、OFAC が維持している規則の対象ではないものの本節の(a)項で特定された者への米国人による輸出、再輸出又は移転であって、かつ、BISにより認可されていないものは、EARの違反となる。EAR 対象品目の本節の(a)項で特定された者への米国人以外の者による再輸出若しくは移転又は米国外からの輸出であって、BISにより認可されていないものは、EARの違反となる。~~
- ~~(7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。~~

~~(b) 例外~~

~~EAR 対象品目の、本節の(a)項で特定された者への輸出、再輸出又は移転には、いかなる許可例外又はその他のBISの認可も適用できない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~EAR 対象品目の本節の(a)項で特定された者への輸出、再輸出又は移転のための輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFACの輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFACに相談しなければならない。~~

~~(d) 契約書尊厳条項~~

~~契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。~~

§ 744. 19 指定された法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針

EAR の他の箇所における他の輸出許可方針にもかかわらず、取引当事者であるあらゆる者（すなわち、申請者、輸出許可証を受けることを認可されたその他の当事者、購入者、中間荷受人、最終荷受人又は最終需要者）が、本節の(a)、(b)、(c)及び(e)項で定める制裁の1つ以上を受けている場合、BIS は輸出又は再輸出許可申請を拒絶し、さらに当該取引の当事者である者が本節の(d)項で定める制裁を受けている場合、商務省規制品リストにおいてMT理由でリストされている品目の輸出又は再輸出許可申請を拒絶する。

(a) 1992 年制定のイランイラク武器不拡散法(50 U.S.C. 1701 note)に従って発令される制裁—制裁を受けた者に向けての輸出許可の発行又は制裁団体による輸出許可証の発行を禁じている。

(b) イラン、北朝鮮及びシリア不拡散法(50 U.S.C. 1701 note)に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法(改正版)(50 U.S.C. app. 2401-2420 [米国法第 50 編付則第 2401 章から第 2420 章])又は輸出管理規則のもとに輸出が規制されている品目の外国の者への移転に対して輸出許可を与えることを禁じ、かつ、既存の輸出許可の停止を求めている。

(c) 1979 年制定の輸出管理法(改正版)(50 U.S.C. app. 2401-2420)の§ 11B(b)(1)(B)(ii)に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法(改正版)に従って規制される品目の制裁を受けた者への新たな輸出許可証の発行を禁じている。

(d) 1979 年制定の輸出管理法(改正版)(50 U.S.C. app. 2401-2420)の§ 11B(b)(1)(B)(i)に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法(改正版)に従って規制される MTCR の付属書に掲載されている装置又は技術の制裁を受けた者への新たな輸出許可証の発行を禁じている。

(e) 1996 制定のイラン制裁法(50 U.S.C. 1701 note)に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法(改正版)(50 U.S.C. app. 2401-2420)に基づいて制裁を受けた者への何らかの貨物又は技術の輸出に対して、特定の輸出許可を発行すること又はその他の特定の許可若しくは権限を与えることを禁じている。

§ 744. 20 **[Reserved]** 特定の制裁団体に適用される輸出許可要求事項

~~BIS は、国務省により制裁を受けた特定の団体に関して、外交政策上の規制として、輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の輸出許可要求事項を課し、さらに、輸出許可方針を設定することができる。この輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。制裁及び国務省が制裁を課す根拠となる法的典拠が、何らかの輸出許可要求事項及び輸出許可方針を課すことを要求しなかったり、権限を与えない場合であっても、本節に従って、輸出許可要求事項及び輸出許可方針を課すことができる。輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、本節に基づいて、本節の (a)、(b) 及び (c) 項に従って、ある団体をエンティティリストに加えることにより、課せられる。~~

~~(a) 一般要求事項~~

~~国務省により制裁を受けた特定の団体は、本節のリファレンスをつけて、本章の付則 4 (エンティティリスト) にリストされる。このような団体に対しては、エンティティリストで指定される範囲において、いかなる品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)にも輸出許可が義務付けられている。~~

~~(b) 許可例外~~

~~エンティティリストで明確に認可されていない限り、このような団体への輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)にいかなる許可例外も用いることができない。~~

~~(c) 輸出許可方針~~

~~このような団体への輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の申請は、エンティティリストで示される輸出許可方針に従って審査される。~~

§ 744. 21 特定の ' 軍事最終用途 ' 又は ' 軍事エンドユーザー ' に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 の付則 1 参照) で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、以下の輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) を行ってはならない :

- (1) 本パートの付則 2 にリストされる EAR 対象品目について、輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) の時点で、その品目が、輸出許可なしに、全体として若しくは部分的であっても、ミャンマー、カンボジア、中国、**ニカラグア**、又はベネズエラにおける ' 軍事最終用途 ' (本節の (f) 項で定義される) 又はミャンマー、カンボジア、中国、**ニカラグア**、又はベネズエラの ' 軍事エンドユーザー ' (本節の (g) 項で定義される) (所在地を問わない) のために向けられるとの認識 (§ 772.1 で定義される) をあなたが持っている場合。ミャンマー、カンボジア、中国、**ニカラグア**、若しくはベネズエラの国外に所在する ' 軍事エンドユーザー ' は、本パートの付則 7 の ' 軍事エンドユーザー ' (MEU) リストで特定される事業者限定される。
- (2) EAR 対象品目について、輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) の時点で、その品目が、輸出許可なしに、全体として若しくは部分的であっても、ベラルーシ若しくはロシアでの ' 軍事最終用途 ' (本節の (f) 項で定義される)、又はベラルーシ若しくはロシアの ' 軍事エンドユーザー ' (本節の (g) 項で定義される) (所在地を問わない) に向けられるとの認識 (§ 772.1 で定義される) をあなたが持っている場合。ベラルーシ又はロシアの国外に所在するベラルーシ又はロシアの ' 軍事エンドユーザー ' は、本章の付則 4 のエンティティリストで脚注 3 の指定により特定される事業者限定される。

(a) (1) 項及び (a) (2) 項の注 1 : ミャンマー、カンボジア、中国、**ニカラグア**、又はベネズエラを含む世界中の事業者が、脚注 3 の指定を受けたベラルーシ又はロシアの ' 軍事エンドユーザー ' エンティティリストにリストされる場合がある。事業者がベラルーシ又はロシアの ' 軍事エンドユーザー ' ではないが、最終需要者審査委員会 (ERC) により ' 軍事 ' として特定されている場合、その事業者は本章の付則 7 で ' 軍事エンドユーザー ' (MEU) リストで特定される場合がある。本パートの (a) (1) 項で言及される通り、輸出者、再輸出者、及び移転者は、そのような通知がない場合でも、ミャンマー、カンボジア、中国、**ニカラグア**、又はベネズエラのすべての事業者に対する本 (a) 項の輸出許可要件について、付則 7 は、これらの国々の ' 軍事最終需要者 ' を網羅的に示すものではないので、その事業者が本節の (g) 項でいうところの ' 軍事最終需要者 ' であるか否かを確定するために、順守することを

免ぜられるものではない。本節の(a)(2)項で言及される通り、輸出者、再輸出者、及び移転者は、そのような通知がない場合でも、ベラルーシ、又はロシアのすべての事業者に対する本(a)項の輸出許可要件について、本パートの付則4は、これらの国々の‘軍事最終需要者’を網羅的に示すものではないので、その事業者が本節の(g)項でいうところの‘軍事最終需要者’であるか否かを確定するために、順守することを免ぜられるものではない。

(b) BISによってインフォームされたことに対する追加禁止事項

BISは、ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦、若しくはベネズエラにおける‘軍事最終用途’での使用若しくは転用、又はベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア、若しくはベネズエラの‘軍事エンドユーザー’（所在地を問わない）のための使用若しくは転用の容認できないリスクがある理由により、いずれかの品目の特定の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）に輸出許可が必要であることを、個々に特定の通知を行うか、或いは官報で公示されるEARの改正を通して、或いは官報で公示される別個の告示を通して行うかのいずれかにより、あなたにインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補又は輸出管理担当の商務省副次官補が指名した者により署名された書面によりフォローされる。BISの通知がない場合であっても、本節の(a)項の輸出許可要求事項に対する輸出者の順守義務を免除することはない。

(1) ‘軍事エンドユーザー’（MEU）リスト

特定の事業者が本節に基づく‘軍事最終需要者’であり、従ってその事業者への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が、ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦、若しくはベネズエラにおける‘軍事最終用途’での使用又は転用、又はベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦、若しくはベネズエラの‘軍事最終需要者’（所在地を問わない）のための使用又は転用の容認できないリスクを示すとの最終需要者審査委員会（ERC）の裁定の後に、BISは特定の事業者が本(b)項で規定される付加的な禁止事項の対象であることを一般に通知し、告示する。上記のミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、又はベネズエラ国内の事業者は、本章の付則7‘軍関連の最終需要者’（MEU）リストに追加されるものとする。上記のロシア連邦又はベラルーシ国内の事業者も、本章の付則4エンティティリストに追加されるものとし、脚注3の指定を付してリストされる。リストされたMEUに対する輸出許可要求事項は、本節の(b)(1)(i)項で規定される。本章の付則7又は付則4の事業者のリストは、本節でいうところの‘軍事エンドユーザー’を網羅するリストではない（ただし、本節で特定される国（ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦又はベネズエラ）の‘軍事エンドユーザー’であって、同国内に所在しないものを除く）。本節の(a)(1)項及び(a)(2)項で規定するように、本節で特定される国の‘軍事エンドユーザー’であって、同国内に所在しないものは、脚注3の指定が付されたエンティティリスト又は本章の付則7の‘軍事エンドユーザー’（MEU）リストのいずれかに網羅的にリストされる。輸出者、再輸出者、及び再移転者は、本章の付則7又は付則4でリストされていない事業者との取引が本節の(a)項に基づく輸出許可要求事項の対象であるか否かについて判断する責任がある。MEUリスト及びエンティティリストに事業者を掲載するための本(b)(1)項のプロセスが、本節に基づく輸出許可要求事項を輸出者、再輸出者、及び再移転者に知らせるために使用することができる唯一の手段である。

(i) 最終需要者審査委員会（ERC）

商務省（委員長）、国務省、国防総省、エネルギー省及び、必要に応じて財務省の各代表で構成される最終需要者審査委員会（ERC）は、MEUリスト及びエンティティリストの追加、削除、又はその他の変更に関するすべての決定を行う。MEUリスト及びエンティティリストでいうところのERCによる決定は、本節で特定される手続き及び本章の付則5（エンティティリスト及び‘軍事エンドユーザー’（MEU）リストの決定に関する手続き）の後に行われる。

(ii) 取引当事者に対する輸出許可要求事項

本節の(a)項に沿って、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、又はベネズエラの‘軍事エンドユーザー’としてMEUリストにリストされている事業者がEAR § 748. 5(c)から(f)で規定される取引当事者である場合、本章の付則2でリストされるEAR対象品目の輸出、再輸出、又は移転

(国内における移転)には輸出許可が必要である。

本節の(a)項に沿って、本節に本節に基づいてエンティティリストにリストされているベラルーシ又はロシアの事業者‘軍事エンドユーザー’が EAR § 748. 5(c)から(f)で規定される取引当事者である場合、EAR の対象となるすべての品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)には輸出許可が必要である。

(2) ‘軍事エンドユーザー’(MEU) リスト及びエンティティリストからの削除又は変更の請求

本節に基づく MEU リスト又はエンティティリストに掲載されている事業者は、そのリスト掲載を削除又は変更することを請求できる。

そのようなすべての請求(その請求の根拠を含む)は、書面によらなければならない、以下の宛先に送付するか、ERC@bis.doc.gov にメールしなければならない:

Chair, End-User Review Committee[最終需要者審査委員会委員長], Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce, 14th Street and Pennsylvania Avenue NW, Room 3886, Washington, DC 20230

本節に基づく MEU リスト又はエンティティリストにリストされた事業者が彼らの削除又は変更(該当する場合)を BIS に申請するため、その事業者は、なぜその事業者が本節でいうところの‘軍事エンドユーザー’でないかについて言及しなければならない。

(i) 審査

ERC は、本章の付則 5 で示される手続きに従って、削除又は変更に対する上記の請求について審査を行う。

(ii) BIS の措置

輸出管理担当副次官補は、上記の請求に対する裁定を請求者に書面で伝達する。

この裁定は、請求に対する政府機関の最終決定となる。

(c) 許可例外

本節の(a)項及び(b)項で定める禁止事項にもかかわらず、EAR § 740. 11(b) (2) (i) 及び(ii)項で示される許可例外 GOV の規定のもとに EAR 対象品目を輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)することができる。

(d) 輸出許可申請手続き

本節に従って輸出許可申請書を提出する場合、申請書の“additional information”[追加情報]ブロックに、“この申請書は本節の輸出許可要求事項のために提出するものである。”と記載しなければならない。

“この申請書は、本節の輸出許可要求事項(特定の‘軍事最終用途’又は‘軍事エンドユーザー’に対する制限事項)のために提出するものである。”

これに加えて、申請書の追加情報ブロック又は付属書類のいずれかに、当該品目の‘軍事最終用途’及び‘軍事エンドユーザー’に関して知っているすべての情報を記載しなければならない。

本節に従って輸出許可申請書を提出する場合、申請書の“additional information”[追加情報]ブロックに、下記の通り記載しなければならない:

“この申請書は本節の輸出許可要求事項(ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア連邦、又はベネズエラにおける特定の‘軍事最終用途’又は‘軍事エンドユーザー’に対する制限事項)のために提出するものである。”

輸出許可申請書と一緒に付属書類を提出する場合、その申請書の“additional information”[追加情報]ブロックに、その付属書類のリファレンスをつけなければならない。

(e) 輸出許可審査基準

(1) 本節の(a) (1)項で規定される品目の輸出、再輸出又は移転(国内における移転)の申請は、拒絶されるとの想定のもとに審査される。本節の(a) (2)項で規定される品目の輸出、再輸出又は移転(国内における移転)の申請は、拒絶方針のもとに審査される。ただし、EAR99 で指定される食糧品及び医薬品については、別途エンティティリスト(本章の付則 4) の輸出許可方針欄に記載されている場合を除いて、個別の審査方針に基づいて審査される。

(2) 申請は、最終用途が特定の拡散行為に関係する可能性がある場合、EAR § 742. 2(b) (4)、§ 742. 3(b) (4)、

及び § 742.5(b)(4) で示される生物化学兵器 核不拡散又はミサイル技術の審査方針のもとに審査されるものとする。

- (3) いかなる理由であれ、ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦、若しくはベネズエラでの'軍事最終用途'に向けられる輸出許可申請又はベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ニカラグア、ロシア連邦、若しくはベネズエラの'軍事エンドユーザー'（所在地を問わない）に向けられる輸出許可申請についても、本節の(e)(1)項で記載される審査方針の対象となる。

(f) 軍事最終用途

本節において、“軍事最終用途”は以下のことを意味する：

米国軍需品リスト (USML) (22 CFR part 121、国際武器取引規則) で定める軍物品目への組込み；
末尾が“A018”の輸出規制分類番号 (ECCN) 若しくは“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される品目への組込み；又は

USML で規定される軍物品目又は末尾が“A018”の ECCN 若しくは“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される品目の操作、据付、保守、修理、オーバーホール、分解修理、“開発”又は“製造”をサポートしたり寄与する品目。

“軍事最終用途”は、§ 744 付則 2 で示される ECCN 9A991 に分類される品目の“配備”も意味する。

(g) 軍事エンドユーザー

本節において、用語'軍事エンドユーザー'とは、国軍（陸軍、海軍、海兵隊、又は沿岸警備隊）とあわせて、州兵及び国家警察、政府の諜報機関若しくは偵察組織（EAR § 744.22(f)(2) で規定されるものを除く）、又は活動若しくは任務が本節の(f)項で定義される'軍事最終用途'を支援することを目的とするすべての者若しくは団体をいう。

(h) 契約に対する効力

輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を伴う取引であってベネズエラに向けてもの又はベネズエラの国内におけるものは、当該取引についての契約が「2014年11月7日以前に署名されたものである場合、本節の条項の対象とはならない。

§ 744.22 特定の軍事諜報最終用途又は軍事諜報エンドユーザーへの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）に対する規制

(a) 一般禁止事項

商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 付則 1) で指定される品目に対する輸出要求事項に加えて、EAR 対象品目について、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行う時点で、その品目の全部若しくは一部がベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラ、又はカンントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）における'軍事諜報最終用途'、或いはベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、若しくはベネズエラの'軍事諜報エンドユーザー' 或いはカンントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国の'軍事諜報エンドユーザー'（所在地を問わない）のために向けられるとの“認識”がある場合、BIS からの輸出許可がなければ、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない。ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラ；又はカンントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国の国外に所在する'軍事諜報エンドユーザー'は、本節の(f)(2)項で特定される事業者に限定される。

(b) BIS によりインフォームされた者に対する付加的な禁止事項

ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラ、又はカンントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）における'軍事諜報最終用途'での使用又は転用、或いはベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラの'軍事諜報エンドユーザー'又はカンントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国の'軍事諜報エンドユーザー'（所在地を問わない）のための使用又は転用の容認できないリスクがあるので、EAR 対象品目の特定の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には輸出許可が必要であることを、BIS は、個別の特定の通告、官報で公示される EAR の改正、又は官報で公示される別個の告示のいずれかにより、あなた

にインフォームすることができる。

(c) 許可例外

本節の(a)及び(b)項で規定される禁止事項にもかかわらず、EAR § 740.11(b)(2)(ii)で規定される許可例外 GOV の条項に基づいて、EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行うことができる。

(d) 輸出許可申請手続き

本節に基づいて輸出許可申請書を提出する場合、申請書の“Additional Information”[追加情報]ブロックに“この申請は、EAR § 744.22（特定の軍事諜報最終用途又は軍事諜報エンドユーザーへの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）に対する規制）の輸出許可要求事項のために提出するものである”ことを記載しなければならない。さらに、申請書の追加情報又は申請書の添付書類のいずれかに、その品目の‘軍事諜報最終用途’又は‘軍事諜報エンドユーザー’に関して知られているすべての情報を盛り込まなければならない。輸出許可申請書と一緒に添付書類を提出する場合、申請書の“Additional Information”[追加情報]ブロックに添付書類のリファレンスをつけなければならない。

(e) 輸出許可審査方針

本節の(a)又は(b)項に基づいて輸出許可が必要な品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の申請は、拒絶されるとの想定のもとに審査される。

(f) 定義

(1) ‘軍事諜報最終用途’とは、米国軍需品リスト (USML) (22 CFR part 121、国際武器取引規則) に規定される品目、又は“A018”で終わる ECCN 若しくは“600 シリーズ”の ECCN に分類される品目の“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、若しくは修復、又はそれらへの組み込みであって、本節で定義される‘軍事諜報エンドユーザー’の活動又は任務を支援することを目的とするものを意味する。

(2) ‘軍事諜報エンドユーザー’とは、軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊）の諜報組織又は偵察組織を意味する。これらの国におけるその他の政府諜報組織又は偵察組織に適用される輸出許可要求事項については、§ 744.21 を参照のこと。この輸出許可要件の対象となる‘軍事諜報エンドユーザー’であって、ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア、若しくはベネズエラ、又は又はカントリーグループ E:1 若しくは E:2 にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）に所在するものには、限定されるものではないが、本(f)(2)で特定される‘軍事諜報エンドユーザー’が含まれる。その他のすべての国々に所在する‘軍事諜報エンドユーザー’について、本(f)(2)項は網羅的にリストしていない。

(i) ミャンマー

Office of Chief of Military Security Affairs (OCMSA). and the Directorate of Signal
[軍保安局長事務所及びシグナル局]

(ii) カンボジア

General Department of Research and Intelligence (GDRI) [調査情報総局]

(iii) キューバ

Directorate of Military Intelligence (DIM) [軍事諜報局] 及び Directorate of Military Counterintelligence (CIM) [軍事防諜局]

(iv) 中国

中華人民共和国統合幕僚監部諜報局

(v) イラン

Islamic Revolutionary Guard Corps Intelligence Organization (IRGC. IO) [イスラム革命防衛隊情報組織] 及び Artesh Directorate for Intelligence (J2) [国軍情報部].

(vi) 北朝鮮

Reconnaissance General Bureau (RGB) [朝鮮人民軍偵察総局]

(vii) ロシア

- Main Intelligence Directorate (GRU) [ロシア連邦軍参謀本部情報総局]
 (viii) シリア
 Military Intelligence Service [軍情報部]
 (ix) ベネズエラ
 General Directorate of Military Counterintelligence (DGCIM) [国軍諜報局]
 (x) ベラルーシ
 The Main Intelligence Directorate of the General Staff of the Armed Forces of Belarus [ベラルーシ軍の一般幕僚の参謀本部諜報総局]。

§ 744. 23 “スーパーコンピュータ”及び半導体製造関連最終用途

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要件に加えて、本節の (a) (1) 項から (a) (4) 項で規定される EAR 対象品目について、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行う時点で、当該品目が本節の (a) (1) 項から (a) (4) 項で規定される仕向国、最終用途、又は類型の最終需要者に向けられるとの“認識”がある場合、輸出許可なしに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない（ただし、本節の (a) (5) 項で除外されている場合を除く）。

(1) “スーパーコンピュータ”

(i) 製品の範囲

- (A) ECCN 3A001、3A991、4A994、5A002、5A004、若しくは 5A992 で指定される EAR 対象の集積回路 (IC)；又は
 (B) ECCN 4A003、4A004、4A994、5A002、5A004、若しくは 5A992 で指定される EAR 対象のコンピュータ、“電子組立品”、若しくは“部分品”。

(ii) 仕向地及び最終用途の適用範囲

- (A) マカオ若しくは EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に所在する又はこれらを仕向地とする“スーパーコンピュータ”の“開発”、“製造”、稼働、設置（現地での設置を含む）、保守（検査）、修理、オーバーホール、若しくは修復；或いは
 (B) マカオ若しくはカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に所在する又はこれらを仕向地とする“スーパーコンピュータ”に使用される“部分品”又は“装置”の組み込み、若しくは“開発”若しくは“製造”。

(2) “先端プロセスノード IC”

(i) “先端プロセスノード”の“製造”“施設”における品目

当該品目が、マカオ又はカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に所在する“施設”であって、“先端プロセスノード集積回路”の“製造”が行われている“施設”を仕向先とする IC の“開発”又は“製造”に使用されることを知っている EAR 対象品目。

(ii) 技術プロセスノードが不明な“施設”に向けてのカテゴリー3 の品目

CCL のカテゴリー3 の製品グループ B、C、D、又は E の ECCN に指定される EAR 対象品目であって、その品目が、マカオ又はカントリーグループ D:5 で指定される仕向地に所在する“施設”を仕向先とする IC の“開発”又は“製造”に使用されることを知っているが、その“施設”において“先端プロセスノード IC”の“製造”が行われているか否かを知らない場合。

(3) “先端コンピューティング品目”

- (i) マカオ若しくはカントリーグループ D:5 に指定される仕向地のいずれかに本社を置く事業者又はその最終親会社が生産する事業者（例えば、中国に本社を置くクラウドプロバイダー又はデータサーバープロバイダーで、他に除外されていない仕向地に所在するもの）のために、カントリーグループ D:1、D:4、又は D:5 に指定される仕向地（カントリーグループ A:5 又は A:6 にも指定される仕向地を除く）以外の仕向地に向けての、EAR の対象品目で、ECCN 3A001、z、3A090、4A003、z、4A004、z、4A005、z、4A090、5A002、z、5A004、z、5A992、z、5D002、z、又は 5D992 に指定される EAR の対象品目。

(ii) 以下のすべてに合致する ECCN 3E001（3A090 に係るもの）の“技術”：

- (A) “技術”が、マカオ若しくはカントリーグループ D:5 のいずれかに本社を置く事業者、又はその最終親会社が生産する事業者によって開発されたもの；

(B) “技術”が、EAR § 734.9 (h) (1) (i) (B) (1) 及び (h) (2) (i) の米国外で製造された直接製品のルールに基づいて EAR の対象となるもの；

(C) “技術”が、カントリーグループ D:1、D:4、D:5 に指定される仕向地（カントリーグループ A:5 若しくは A:6 でも指定される仕向地を除く）から、又はそれらの仕向地の国内で、全世界の仕向地に再輸出又は移転（国内における移転）されるもの；並びに

(D) “技術”が、ECCN 3A001.z、3A090、4A003.z、4A004.z、4A005.z、4A090、5A002.z、5A004.z、又は 5A992.z に指定される貨物又はソフトウェアの“製造”に係るもの。

(a) (3) (ii) 項の注 1：この (a) (3) (ii) 項には、EAR § 734.9 (h) (1) (i) (B) (1) 及び (h) (2) (i) の米国

(4) 半導体製造装置 (SME)

ECCN 3B001 (3B001.g、h、及び j を除く)、3B002、3B611、3B991 (3B991.b.2 を除く)、又は 3B992 の“前工程の集積回路”製造“装置”及びこれらのための“部分品”、“組立品”、及び“付属品”の“開発”又は“製造”のために、マカオ又はカントリーグループ D:5 に指定された仕向国のいずれかに向けられる CCL に指定される EAR 対象品目。

(a) (4) 項の注 1：前工程の集積回路“製造”装置には、ブランクウェハー又は基板から完成したウェハー又は基板までの製造段階（すなわち、集積回路は加工されるが、それらがまだウェハー又は基板上にある段階）で使用される装置が含まれる。輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の段階で、装置が前工程の集積回路の“製造”に使用されるかどうかについて疑問がある場合、明確にするため、EAR § 748.3 (c) に従い、BIS にアドバイザリーオピニオンの請求を提出することができる。

(5) 後工程の適用除外

本節の (a) (2) 項でいうところにおいて、用語“製造”は、集積回路の技術水準を変更しない組立、試験、又は包装などの後工程には適用されない。輸出、再輸出又は移転（国内）を行う時点で、製造段階が後工程であるか、又は後工程の活動が技術水準を変更するかどうかについて疑問がある場合、明確にするため、EAR § 748.3 (c) に従い、BIS にアドバイザリーオピニオンの請求を提出することができる。

(b) BIS によりインフォームされた者に対する追加の禁止事項

BIS は、本節の (a) (1) 項から (a) (4) 項で指定される最終用途に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の最終需要者への EAR 対象品目の特定の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知によるか、連邦官報で公示される EAR の改正を通じて、関係者にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に輸出管理担当の副次官補又はその副次官補が指名した者により署名された書面による通知が行われる。ただし、当該通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する関係者の順守義務を免れるものではない。

(c) 許可例外

いかなる許可例外も本節の (a) 項で規定される禁止事項を克服することができない（ただし、本節の (a) (4) 項及び (a) (3) (i) の項の禁止事項は、それぞれ EAR § 740.2 (a) (9) (i) 又は (ii) の許可例外によって克服することができる）。

(d) 輸出許可規準

輸出許可審査では、技術レベル、顧客、コンプライアンス計画、及び契約条件の尊重を含む、いくつかの要素が考慮される。

(i) 原則不許可

マカオ及びカントリーグループ D:5 に指定される仕向地、並びにマカオ若しくはカントリーグループ D:5 に指定される仕向地に本社を置く事業者若しくは最終親会社を持つ事業者については、(d) (2) 項又は (d) (3) 項が適用されない限り、原則不許可のもとに審査される。

(2) 原則許可

米国又はカントリーグループ A:5 若しくは A:6 で指定される仕向地に本社を置く最終需要者であって、マカオ又はカントリーグループ D:5 に指定される仕向地に本社を置く企業が過半数を所有していない場合、原則許可で審査される。

(3) ケースバイケース

以下の条件の一つを満たす輸出許可申請については、ケースバイケースの輸出許可申請審査方針がある：

(i) ECCN 3A090、4A090、3A001. z、4A003. z、4A004. z、4A005. z、5A002. z、5A004. z、5A992. z、5D002. z、又は 5D992. z で指定される品目（データセンダーでの使用のために設計又は販売される品目であって、3B090. a のパラメータを満たす品目を除く）；

(ii) 本節の輸出許可要件の対象となる品目について、本節の輸出許可要件の対象とならない米国外で製造される品目であって、本節の EAR の輸出許可要件の対象となる品目と同じ機能を果たす品目がある場合。

(iii) (d) (1)項、(d) (2)項、(d) (3) (i)項又は(d) (3) (ii)項で指定されないその他のすべての申請。

§ 744 付則 1－ § 744. 17 の軍事最終用途の事例

(a) ECCN 3A991. a. 1 に分類される汎用のマイクロプロセッサの軍事最終用途（本章の § 744. 17 (d) で定められる）の事例には、次に掲げるいずれかの“使用”、“開発”、“製造”又は配備に、当該マイクロプロセッサを使用することを含む：

- 1) 巡航ミサイル；
- 2) 軍用航空機及びヘリコプターの電子装置セット；
- 3) 探査、標的、若しくは追跡用レーダーシステム；
- 4) 指揮／管制／通信システム若しくはナビゲーションシステム；
- 5) 軍事偵察、監視若しくは戦闘支援を行うことができる無人航空機；
- 6) ロケット若しくはミサイルシステム；
- 7) 電子情報戦システム；又は
- 8) 軍事作戦支援に適した諜報、偵察若しくは監視システム。

(b) [Reserved]

§ 744 付則 2 § 744. 21 の軍事最終用途及び軍事エンドユーザーの輸出許可要求事項の対象となる品目リスト

以下で記述される品目は、§ 744. 21 に掲げる軍事最終用途及び軍事エンドユーザーの輸出許可要求事項の対象である。

(1) カテゴリー1—材料、化学製剤、微生物及び毒素

- (i) 1A290—1,000 キログラム超の積荷において、X線装置、X線撮影装置若しくは遠隔治療装置、放射線熱電発生器又は放射性物質の輸送容器に遮蔽状態で含まれる劣化ウラン（同位元素ウラン 235 の含有率が 0.711%より低いウラン）。
- (ii) 1C990—“複合材料”の構造体で使用される繊維（1C010 又は 1C210 で規制されるものを除く）であって、比弾性率が 3,180,000m 以上で、かつ、比強度が 76,200m 以上のもの。
- (iii) 1C996—合成ハイドロカーボン油を含む作動油であって、規制品目表に掲げるすべての特性を有するもの。
- (iv) 1D993—1C210.b 又は 1C990 で規制される装置又は材料の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
- (v) 1D999—1B999.e（カテゴリー1 で規制されるプリプレグの製造のために特別に設計したもの）で規制される装置のための 1D999.b で規制される特定のソフトウェアであって、他のエントリーで指定されていないものに限定される。
- (vi) 1E994—1C990 で規制される繊維（ガラス、アラミド又はポリエチレンを除く）の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”に限定される。

(2) カテゴリー2—材料加工

- (i) 2A290—発電機及びその他の装置であって、原子力プラントで使用するために“特別に設計された”もの、製作されたもの又は使用することを目的とするもの。
- (ii) 2A291—核物質の取扱い及び処理に関連する装置並びに原子炉関連装置（2A290 で規制されるものを除く）、並びにこれらのための“部品”、“部分品”及び“附属品”（規制品目リスト参照）。
- (iii) 2A991—軸受及び軸受装置であって、2A001 で規制されないもののうち、動作温度が 573K (300°C) を超えるものに限定される。
- (iv) 2B991—“数値制御”工作機械であって、直線軸の全長について測定したときの“全適用可能補正”を行った位置決め精度が、9µm 未満の（良い）もの；及び 2B991.d.1.a で規制される工作機械に限定される。
- (v) 2B992—高品位な鏡面を生成するための非“数値制御”工作機械、及びこれらのために特別に設計した部分品。
- (vi) 2B996—寸法検査又は測定システム若しくは装置（2B006 で規制されるものを除く）であって、測定軸の測定の不確かさが、どの測定軸においても、 $(1.7+L/1000)$ µm 以下の（良い）ものに限定される（L は、測定軸の長さ(mm)）。
- (vii) 2B999—特定の加工装置（他のエントリーで指定されていないもの）（規制品目リスト参照）。
- (viii) 2D290—2A290 又は 2A291 で規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”。

(3) カテゴリー3—エレクトロニクス 設計、開発及び製造

- (i) 3A991—電子デバイス及び“部分品”であって、3A001 で規制されていないもの。
- (ii) 3A992—汎用の電子装置であって、3A002 で規制されないもの。
- (iii) 3A999—特定の処理装置（他のエントリーで特定されていないもの）（規制品目リスト参照）。
- (iv) 3B991—電子機器の“部品”、“部分品”及び材料の製造のための装置（3B001 で規制されるものを除く）、並びにこれらのために特別に設計した“部品”、“部分品”及び“附属品”。
- (v) 3B992—電子機器の“部分品”及び材料の検査又は試験のための装置（3B002 で規制されるものを除く）、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”“部分品”及び“附属品”。
- (vi) 3C992—半導体用のリソグラフィのために設計したポジ形レジストであって、370nm から 193nm の間の波長で使用するために特別に調整（最適化）したものの。

- (vii) 3D991-3A991 で規制される電子機器デバイス、“部品”若しくは“部分品”、3A992 で規制される汎用の電子装置若しくは 3B991 及び 3B992 で規制される製造及び試験装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”；又は 3B001.g 及び h で規制される装置の“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”。
- (viii) 3E991-以下に該当する機器の“開発”、“製造”又は“使用”に係る General Technology Note の対象となる“技術”に限定される：
アナログデジタル変換技術を使用したデジタルオシロスコープ及びトランジェントレコーダであって、1ナノ秒未満（1秒につき1ギガサンプル超）の連続した間隔で、連続して単発入力をサンプリングすることにより過渡現象を記憶することができるもののうち、8ビット以上の分解能でデジタル化し、かつ、256以上のサンプルを記憶できるもの。
- (4) カテゴリー4-コンピュータ
- (i) 4A994-コンピュータ（4A001 又は 4A003 で規制されないもの）であって、加重最高性能（“APP”）が 0.5 実効テラ演算(WT)を超えるものに限定される。
- (ii) 4D993-“プログラム”の試験及び検証用の“ソフトウェア”、“ソースコード”の自動生成を可能にする“ソフトウェア”及びオペレーティングシステム“ソフトウェア”であって、実時間処理を行う装置のために特別に設計したもの。
- (iii) 4D994-4A101 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”に限定される。
- (5) カテゴリー5-(Part 1) 通信及びカテゴリー5-(Part 2) 情報セキュリティ
- (i) 5A991-通信装置であって、219K (-54℃) から 397K (124℃) の温度範囲を超えて動作するように設計したもの（5A991.a で規制されるもの）、直交振幅変調 (QAM) 技術を用いた無線装置（5A991.b.7 で規制されるもの）及び 10.5GHz を超えて使用できるフェーズドアレーアンテナ（5A991.f で規制されるもの、国際民間航空機関 (ICAO) 標準（マイクロ波着陸システム (MLS)）に準拠する着陸管制システムを除く）に限定される。
- (ii) 5B991-通信装置の試験用の装置（他のエントリーで特定されていないもの）。
- (iii) 5D991-5A991.a、5A991.b.7 及び 5A991.f で規制される装置、又は 5A991.a、5A991.b.7 及び 5A991.f で規制される装置の“開発”、“製造”若しくは“使用”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”の、“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”に限定される。
- (iv) 5E991-5A991.a、5A991.b.7 若しくは 5A991.f で規制される装置、又は 5A991.a、5A991.b.7 及び 5A991.f で規制される装置の“開発”、“製造”若しくは“使用”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”の、“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”に限定される。
- (v) 5A992-5A002 により規制されない装置（規制品目リスト参照）。
- (vi) 5D992-5D002 で規制されない“情報システムのセキュリティ管理”“ソフトウェア”（規制品目リスト参照）。
- (6) カテゴリー6-センサーとレーザー
- (i) 6A991-海上又は陸上用の音波を利用した装置（他のエントリーで指定されていないもの）であって、水中の物体若しくは海底の地形の探知若しくは位置探査又は船舶若しくは潜水艇の位置の特定ができるもの、並びに“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）。
- (ii) 6A993-6A003 又は 6A203 で規制されないカメラ（規制品目リスト参照）。
- (iii) 6A995-“レーザー発振器”であって、6A005 又は 6A205 で規制されないもの。
- (iv) 6A996-“磁力計”（ECCN 6A006 で規制されるものを除く）、“超電導”電磁センサー及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）。
- (v) 6C992-光センサー用の光ファイバー（6A002.d.3 で規制されないもの）であって、‘ビート長’が 500mm（高複屈折率）未満になるように構造的に改質されたもの、又は 6C002.b では定められていない光学センサーの材料であって、かつ、亜鉛含有量が‘モル比’で 6%以上のもの。
- (7) カテゴリー7-ナビゲーション及びアビオニクス

- (i) 7A994—その他の方向探知航法装置、航空機局通信装置、すべての航空機慣性航法装置（7A003 又は 7A103 で規制されるものを除く）及びその他のアビオニクス装置（部品及び部分品を含む）であって、他のエントリーで特定されていないもの。
 - (ii) 7B994—航法装置及びアビオニクス装置の検査、試験又は“製造”に係るその他の装置。
 - (iii) 7D994—ナビゲーション、航空機局通信及びその他のアビオニクス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“ソフトウェア”（他のエントリーで特定されていないもの）。
 - (iv) 7E994—ナビゲーション、航空機局通信及びその他のアビオニクス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”（他のエントリーで特定されていないもの）。
- (8) カテゴリー8—海洋関連
- (i) 8A992—船舶、海洋関連システム又は装置（8A001 又は 8A002 で規制されないもの）、並びにこれらのために特別に設計した部品、及び部分品、更には船舶用のボイラー並びにそれらのための“部品”及び“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”（規制品目リスト参照）。
 - (ii) 8D992—8A992 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。
 - (iii) 8E992—8A992 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”。
- (9) カテゴリー9—推進装置、衛星及び関連装置
- (i) 9A991—“航空機”（他のエントリーで指定されていないもの）、並びに 9A001 又は 9A101 で規制されないガスタービンエンジン、並びに部品及び部分品（他のエントリーで指定されていないもの）。
 - (ii) 9B990—振動試験装置並びに“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）。
 - (iii) 9D991—9A991 又は 9B991 で規制される装置の“開発”又は“製造”のための“ソフトウェア”。
 - (iv) 9E991—9A991 又は 9B991 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”。

§ 744 付則 3 § 744.2(a)において特定の核最終用途制限の対象としない国

- (a) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア（サンマリノ及び教皇庁を含む）、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国

§ 744 付則 4 エンティティリスト

§ 744 付則 4 は、別個の電子ファイルである。

[744spir のファイル (http://www.bis.doc.gov/policiesandregulations/ear/744_supp4.pdf) を参照しなさい。]

§ 744 付則 5 最終需要者審査委員会のエンティティリスト及び'軍事エンドユーザー' (MEU) リスト裁定についての手続き

最終需要者審査委員会 (ERC) (商務省、国務省、国防総省、エネルギー省及び該当する場合には財務省の代表者で構成される) は、エンティティリスト及び'軍事エンドユーザー' (MEU) リストの追加、削除又は変更を行うためのすべての裁定をする。ERC は、商務省が委員長をつとめ、エンティティリスト及び MEU リストへのエントリーの追加について多数決ですべての決定を行い、エントリーの削除若しくは変更については全会一致によってすべての裁定を行う。エンティティリスト又は MEU リストへのエントリーの追加又は既存のエントリーの変更を裁定する際に、ERC は、その裁定の根拠を与える EAR の 1 つ以上の節についても明確にする。MEU リストのすべての追加及び変更は、§ 744. 21 (b) に基づいて行われる。MEU リストに掲載される事業者に対する輸出許可要求事項、輸出許可申請の審査方針、又は許可例外の適用可否については、§ 744. 21 (b) から (e) 項で明記されている。それに加えて、エンティティリストについては、追加又は変更の根拠を形成する 1 つ以上の節が、輸出許可要求事項、輸出許可申請の審査方針又は許可例外の適用可否について規定していない場合、ERC は、その団体への出荷に対して、輸出許可要求事項、輸出許可申請の審査方針及び (もし、あれば) どの許可例外が適用されるかを明記する。ERC に参加する機関は、エンティティリスト又は MEU リストのエントリーの追加、変更又は削除についての提案について、その提案書を委員長に提出することにより行うことができる。ERC は、ERC が票決を延期することに全会一致で合意しない限り、議長が最初にすべてのメンバー機関に提案書を配布してから 30 日後以内に各提案書に対して票決を行う。メンバー機関が ERC の票決の結果に納得できない場合、その機関は、その事案を輸出政策諮問委員会 (ACEP) に段階的に拡大することができる。ACEP の裁定に納得できないメンバー機関は、その事案を輸出管理審議会 (EARB) に段階的に拡大することができる。EARB の裁定に納得できない機関は、その事案を大統領に段階的に拡大することができる。ACEP 及び EARB の構成に加えて、手続き及び時間枠は、輸出許可申請に関して、大統領令 12981 (大統領令 13020、13026 及び 13117 によって改訂されている) で指定されるものと同じものとする。どの段階においても、多数決の票決による裁定が、規定された最終期限までに得られない場合、その事案は次のレベルに持ち上げられる。エンティティリスト又は MEU リストのエントリーの追加、変更又は削除を行うことについて ERC による最終裁定 (又は個々の場合に適用される可能性があるところの ACEP 又は EARB 又は大統領による裁定) は、たとえ、エントリーを追加する ERC による裁定又は ACEP 若しくは EARB によるいずれかの裁定の事案において、そのような裁定が全会一致でない場合であっても、追加、変更又は削除をエンティティリスト又は MEU リストの改正として公示するために、すべてのメンバー機関により許可されたものとして機能するものとする。そのような改正は、通常の輸出管理規則の政府諸機関間の審査プロセスにより更に審査されることはない。ERC による EAR に対する変更を行う提案 (エンティティリスト又は MEU リストのエントリーの追加、変更又は削除を除く) は、EAR 改正の勧告として機能するものとし、EAR 改正について政府諸機関間で認可されたものとして取り扱われないものとする。ERC の委員長は、メンバー機関によって委員長に提出された提案を、すべてのメンバー機関に配布する責任がある。委員長は、ERC の事案のすべての審査について、ACEP 及び EARB の事務局をつとめる責任がある。委員長は、エンティティリストの改正を必要とするすべての最終裁定を、エンティティリストの必要な変更を立案する責任を有すべき産業安全保障局に伝達する。ERC が、個別の事案において、当事者が EAR の改正による代わりに個別にインフォームされるべきであると裁定した場合、委員長は、輸出管理担当副次官補の署名のために"インフォームされる"書状を作成する責任がある。リストされた団体は、そのエンティティリスト又は MEU リストのエントリーを削除又は変更する要求書を、裏付け情報といっしょに委員長 (米国商務省 3886 号室、14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Washington, DC 20230) に提出することができる。委員長は、すべてのそのような要求書と裏付け情報を、すべてのメンバー機関に照会する。メンバー機関は、すべてのそのような要求書に対して審査及び票決を行う。メンバー機関によって行われる提案に適用される結果に不満のあるメンバー機関による時間枠、手続き及び段階的拡大の権利は、これらの要求書に対して適用されるものとする。ERC の裁定 (又は個々の場合に適用される可能性があるところの ACEP 又は EARB 又は大統領による裁定) は、その要求書に対して最終機関の裁定とされるものとし、EAR § 756 のもとに上訴できないものとする。委員長は、要求を行った当事者に対して返答書を用意する。返答書には、要求に対する裁定及び要求に対してその返答書が最終機関の裁定である事実を記載する。返答書は、輸出管理担当副次官補によって署名される。最終需要者審査委員会は、リ

ストされた団体が削除又は変更されるべきか否かを裁定する目的で、エンティティリスト及び MEU リストの定期的な見直しを実施する。見直しには、エントリーをリストする基準が今でも適用されるか否かの分析、並びに各エントリーの名前・所在地が正確で完全であるか否か及びそれぞれのリストされたエントリーの関係団体が追加若しくは削除されるべきか否かを裁定する調査を含む。

§ 744 付則 6 未証明者リスト [Unverified List]

邦訳版は、別ファイル Part 744 付則 6 に掲載しています。

§ 744 付則 7- '軍事エンドユーザー' (MEU) リスト'

§ 744 付則 7 でリストされる事業者に対する輸出許可要求事項は、§ 744 付則 2 でリストされる EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に適用される。MEU でリストされる事業者が § 748.5(c) から (f) で規定される取引当事者である場合、§ 744 付則 2 でリストされる EAR 対象品目を輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）するのに輸出許可が必要である。§ 744 付則 2 で指定される品目について、MEU リストでリストされる事業者への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）には許可例外は適用できない（ただし、§ 744.21(c) で指定される EAR § 740.11(b)(2)(i) 及び(ii) で示される許可例外 GOV の条項に基づいて是認される品目に対する許可例外を除く）。§ 744 付則 7 で指定される事業者に対する輸出許可申請手続き及び輸出許可審査方針は、§ 744.21(d) 及び(e) で指定される。

国	Entity{事業者}	官報の引用
ミャンマー	[Reserved]	[Reserved]
カンボジア	[Reserved]	[Reserved]
中国	Academy of Aerospace Solid Propulsion Technology (AASPT), Tian Wang te Zi #1, Baqiao District, Xian, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	The following eight subordinate institutions of Aero-Engine Company of China: <i>Subordinate institution</i> AECC Aero Science & Technology Co. Ltd., Cheng-fa Industrial Park, ShuLong Road, SanHe Block, Sichuan, Chengdu, China. <i>Subordinate institution</i> AECC Aviation Power Co. Ltd., Xiujia Bay, Weiyong Dt., Xian 710021, China. <i>Subordinate institution</i> AECC Beijing Institute of Aeronautical. Materials, No. 8 Hangcai Avenue, Beijing, Haidian District, China. <i>Subordinate institution</i> AECC China Gas Turbine Establishment, No. 1 Hangkong Road, Mianyang, Sichuan Province, China. <i>Subordinate institution</i> AECC Commercial Aircraft Engine Co. Ltd., No. 3998 South Lianhua Road, Shanghai 200241, Minhang District, China. <i>Subordinate institution</i> AECC Harbin Dongan Engine Co., Ltd., No. 51 Baoguo Street, Haerbin 150036, China. <i>Subordinate institution</i> AECC Shenyang Liming Aero Engine Co., Ltd., No. 6 Dongta Street, Shenyang 110043, China. <i>Subordinate institution</i> AECC South Industry Company Limited, 95 Xinghua West Road, Zhuzhou 412002, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Anhui Yingliu Hangyuan Power, 96 West Pihe Rd., Hengshan Town, Jiangxi, Shangrao, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	The following seven subordinate institutions of Aviation Industry Corporation of China: <i>Subordinate institution</i> AVIC Aircraft Co. Ltd., No. 1 Xifei Avenue, Xian 710089, Yanliang District, China. <i>Subordinate institution</i> AVIC Chengdu Aircraft Industrial (GROUP) Co., Ltd., No. 88 Weiyi Road, Huang Tianba, Chengdu 610091, China. <i>Subordinate institution</i> AVIC Flight Automatic Control Research Institute (FACRI), No. 92 Dianzi 1st Road, AVIC No 618 Institute, Xian 710065, China. <i>Subordinate institution</i> AVIC General Aircraft Huanan Industry Co. Ltd., No. 999, Jinhai Middle Road, Jinwan District, Building 201Z Huhai 519040, Guangdong Province, China. <i>Subordinate institution</i> AVIC General Aircraft Zhejiang Institute Co., Ltd., Floor 9, Building 1, 48 KeYuan Road, ZheJiang, China.	85 FR 83799, 12/23/20.

国	Entity{事業者}	官報の引用
中国	<i>Subordinate institution</i> AVIC International Holding Corporation, No. 18 Beichen East Road, Beijing 100101 Chaoyang District, China.	
	<i>Subordinate institution</i> AVIC Leihua Electronic Technology Research Institute (LETRI), No. 796 Liangxi Road, Binhu District 214063, China.	
	Baimtec Material Co., Ltd., No 5, Yongxiang North Road, Yongfeng Ind, Beijing 100094, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Beijing Aero Lever Precision Ltd., Houju St No. 3 Changping, High Tec Park, Beijing 102200, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Beijing Ander Tech. Co., Ltd. No. C22, Yu An Rd., Area B, Tianzhu, Beijing 101318, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Beijing Guang Ming Electronics Co., Ltd., No. 41 Yu Qiao Bei Li, Tongzhou District, Beijing 101100, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Beijing Siyuan Electronic Co., Ltd., Satellite Building, No.63 Zhichun Road, Haidian District, Beijing 100086, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Beijing Skyrizon Aviation Industry Investment Co., Ltd., a.k.a., the following one alias: —Beijing Tianjiao Aviation Industry Investment Company 21/F Tower C Zhizhen Plaza, No. 7 Zhichun Road, Haidian District, Beijing, China.	85 FR 4865 1/15/21
	CAST Xi'an Spaceflight Engine Factory, a.k.a., the following one alias: -7103 Factory. 7103 Factory No 6 Academy No 69, Shenzhou Second Road, Aerospace Base, Xian, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Chengdu Holy Aviation Science & Tech, No. 220, Tongjiang Road, Pengzhou City, Sichuan 611936, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	China Aviation Ind. Std. Parts No. 355, Baiyun S. Road, Baiyun Dist, Gui Yang 550014, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	CSSC Xijiang Shipbuilding Co., Ltd., No. 133 Fenghuang Road, Liuzhou City, Guangxi 572000, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Elink Electronic Technology Co. Ltd., Room 717, Building 41, No.8633 Zhongchun Road, Minhang District, Shanghai, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Fly Raise International Limited, Unit 04 7/F Bright Way Tower, No. 33 Mong Kok Road, Kowloon 999077, Hong Kong.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Fuhua Precision Man. Co, Fanhua Ave and Wanfoshan Rd, Taohua Ind. Park, Hefei City, Jingkai Dist, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Government Flying Service, 18 South Perimeter Road, Hong Kong Int'l Airport, Lantau, Hong Kong.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Guangzhou Hangxin Aviation Technology Co., Ltd., No. 1 Guangbao Road, Guangzhou Luogang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Guizhou Aviation Tech. Dev. Nat., Shangbashan Road, Guiyang City, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Guizhou Liyang Intl Manufacturing Co Ltd., No. 1 Gaotie Road, Anshun City 561102 Guizhou, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Hafei Aviation Industry Co., Ltd. (HAFEI), Nancheng Rd No. 2, HARBIN 150066, Heilongjiang Province, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Hangzhou Bearing Test & Research Center Co., Ltd., No. 333 Hua Feng Road, Hangzhou, Zhejiang, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Harbin General Aircraft Industry Co., Ltd., a.k.a., the following one alias: -Harbin Hafei Aviation Industry Co. Ltd. 15 Youxie Street, Harbin 150066, Pingfang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Henan Aerospace Precision Mach, 15 Xinnan Road, Xinyang 464000, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
Hunan South General Aviation Engine Co., Ltd., Dongjiaduan, Hi-Tech Industry Zone, Zhuzhou, Hunan 412000, Lusong District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.	
Hutchison Optel Telecom Technology Co., Ltd., G-3, No. 67-1, Ke Yuan 3th Road, Chongqing Hitech Industrial Development Zone, Chongqing 400041, China.	85 FR 83799, 12/23/20.	
Jiangsu Meilong Aviation Components Co., No. 88 Wufengshang Road, Suzhou, Zhenjiang 212132, China.	85 FR 83799, 12/23/20.	

国	Entity{事業者}	官報の引用
中国	Jiatai Aircraft Equipment Co., Ltd., No. 1 ZhongHang Ave., Fancheng District, Xiangyang City, Hubei Province, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Jincheng Group Imp & Exp. Co. Ltd. Floor 26th Jincheng Plaza, 216 Middle Longpan Road, Nanjing, Jiangsu 210002, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Pharmacology and Toxicology, No. 27 Taiping Road, Beijing, Haidian District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Molecular Devices Shanghai Corporation, No. 239 GangAo Road, WaiGaoQiao Free Trade Zone, Room 318, 3F, Building 2, Shanghai, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Nanjing Engineering Institute of Aircraft Systems (NEIAS), 33 Shuige Road, Jiangning Economic Development Zone, Nanjing 211106, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	National Satellite Meteorological Bureau, No. 46 Baishiqiao Road, HaiDian District, Beijing 100081, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Second Institute of Oceanography, Ministry of Natural Resources, No. 36 Baochubei Road, Hangzhou 310012, Hangzhou Xihu District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shaanxi Aero Electric Co., Ltd., 17th, Jinye 2 Road, Xian High Tech Zone Xian, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shaanxi Aircraft Industry Co Ltd., P.O. 34, Hanzhong City 723213, Shaanxi Province, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shanghai Aerospace Equip. Man., No. 100 Huaning Road, Shanghai 200245, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shanghai Aircraft Design and Research Institute, No. 5 Yun Jin Road, Shanghai 200232, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shanghai Aircraft Manufacturing Co. Ltd. (SAMC), No. 919 Shangfei Road, Shanghai 201324, Pudong New District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shanghai Tianlang Electronic Science Co., Ltd., 1500 Qinjiagang Road, Room 112 & 6, Shanghai, Pudong New Area, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shenyang Academy of Instrumentation Science Co., Ltd., No. 242, Baihai Street, Shenyang 110043, Dadong District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shenyang Aircraft Corporation, 1 Lingbei Street, Shenyang 110000, Huanggu District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Shenyang Xizi Aviation Industry Co., Ltd., 76-43 Shenbei Road, Shenyang 110136, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Sichuan Hangte Aviation Tech. Co., Ltd., No. 269, 3rd Tengfei Road, Southwest Airport Economy Development Zone, Chengdu 61000, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Star Tech Aviation Co., Ltd., Unit E1, 15/F, 41-43 Au Pui Wan Street, On Wah IND Bldg, Shatin, New Territories, Hong Kong 999077, Hong Kong.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Sumec Instruments Equipment Co. Ltd., 198 Changjiang Road, 14 / F Nanjing 210018, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Suzhou Eric Mechanics and Electronics Co. Ltd., No. 8 Huqiao Road, Suzhou, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Wuxi Hyatech Co., Ltd., No. 35 Xindong an Road, Wuxi, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Wuxi Paike New Mat. Tech. Co., Ltd., No. 22 Lianhe Rd., Hudai Ind. Park, Wuxi Binhu District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Wuxi Turbine Blade Co. Ltd., 1800 Huishan Ave., Economic Zone, Wuxi 214174, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Xac Group Aviation Electronics Import & Export Co. Ltd., 70# West Ave of Renmin, Xian 710089, Yanliang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	XAIC Tech (Xi'an) Industrial Co., Ltd. No. 1 Xifei Road, Xian Yanliang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Xian Aero-Engine Controls Co., Ltd., 750 Daqing Road, Xian, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Xian Aircraft Industrial Company Limited, No. 1 Xifei AvenueShanxi, Yanliang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
Xi'an Xae Flying Aviation Manufacturing Technology Co., Ltd., No.12 Fengcheng Road, Xian 710018, Weiyang District, China.	85 FR 83799, 12/23/20.	

国	Entity{事業者}	官報の引用
中国	Xian Xr Aero- Components Co. Ltd., Hongqi East Road, Xian 710021, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Yibin Sanjiang Machine Co., Ltd., No. 72 MinJiangBei Road, Yibin 64407, Sichuan, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
	Zhejiang Perfect New Material Co., Ltd., No. 28, Dingsheng Road, Leidian Town, Deqing County, HuZhou City, China.	85 FR 83799, 12/23/20.
ニカラグア	[RESERVED]	[RESERVED]
ベネズエラ	[RESERVED]	[RESERVED]